

# 下野市公共施設等総合管理計画

## [第3章] 用途別基本方針（案）

平成 28 年●月

### <目 次>

I. 施設類型 .....	1
II. 公共施設（ハコモノ）の施設類型別基本方針 .....	3
1. コミュニティ関連施設 .....	3
2. 保健・福祉施設 .....	6
3. 子育て支援施設 .....	9
4. 農業振興施設 .....	12
5. 市営住宅 .....	14
6. 公園施設 .....	16
7. 消防・防災施設 .....	19
8. 学校教育施設 .....	21
9. 社会教育施設 .....	24
10. 文化施設 .....	27
11. 体育施設 .....	29
12. 庁舎等 .....	32
13. その他 .....	34
III. 都市基盤施設（インフラ）の施設類型別基本方針 .....	37
1. 道路 .....	37
2. 下水道 .....	40
3. 上水道 .....	43



## I. 施設類型

用途別基本方針は、前章の「全体基本方針」に沿って施設類型ごとに定めます。

公共施設（ハコモノ）のあり方の検討は、「建物」と「機能（サービス）」の二つの側面を分けて考えることが有効であるため、本章ではこの両面について整理します。

表 3-1 公共施設等の類型

区分	施設類型	類型の説明	施設種別	施設数
公共施設 (ハコモノ)	コミュニティ関連施設	地域住民の交流の場の提供を目的とした施設	コミュニティセンター	16
	保健・福祉施設	地域住民の健康増進の促進や、障がい者等への福祉サービスの提供を目的とした施設	保健福祉センター、障がい者支援施設など	7
	子育て支援施設	児童福祉法又は子ども・子育て支援法に基づき設置された、子育てを支援すること目的とした施設	保育園、児童館、子育て支援センター、学童保育室	24
	農業振興施設	農業及び農村の発展や活性化等を支援することを目的とした施設	農産物加工センター、道の駅、市民農園など	8
	市営住宅	公営住宅法に基づき設置された市営住宅	市営住宅	1
	公園施設	都市公園法に基づき設置された公園施設	公園施設	21
	消防・防災施設	消防組織法に基づき設置されている施設であり、消防団活動の拠点施設	消防器具置場、防災倉庫など	26
	学校教育施設	学校教育法に基づき設置されている小学校、中学校及び学校給食法に基づき設置されている給食センター施設	小学校、中学校、給食センター	17
	社会教育施設	生涯学習の拠点施設として、地域住民の学習活動の支援等を目的とした施設	公民館、生涯学習施設、図書館	8
	文化施設	文化振興に関する事業と文化財の保存・管理及び体験講座等を実施することを目的とした施設	歴史館、ホールなど	5
体育施設				
体育施設	スポーツの振興を図り、住民の健康と体力の増進並びに地域づくりに寄与するための施設	運動広場、体育館など	15	
庁舎等	市役所業務のための施設	庁舎など	6	
その他	上記以外のその他の施設	自転車駐車場、駅前利便施設、仮設住宅など	22	

区分	施設類型	類型の説明	施設種別
都市基盤 施設 (インフラ)	道路・橋梁	一般交通の用に供する道として、橋りょう等、道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物、及び道路附属物を含む。	道路、橋りょう、道路附属物（道路照明灯、道路標識等）、踏切施設 など
	下水道	下水（雨水及び污水）を排除するために設けられる排水管、排水渠その他排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するため設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。	管路施設、下水道庁舎、クリーンセンター <sup>1</sup> など
	上水道	導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。	管路施設、配水場 など

<sup>1</sup> 市の農業集落排水において、汚水を処理して河川等へ放流するための建物施設

## II. 公共施設（ハコモノ）の施設類型別基本方針

公共施設（ハコモノ）の施設類型別基本方針の対象施設は、平成 27 年度末（平成 28 年 3 月末）時点で市が保有している施設（平成 27 年度新築の施設を含む）とします。

※築年数は平成 28 年 3 月を基準として算出しています。

### 1. コミュニティ関連施設

現 状

市内に 16 施設あり、稼働率が低い施設や築 30 年を経過した施設も存在します。

表 3-2 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	運営体制	備 考
1	仁良川コミュニティセンター	南河内	26	537	指定管理	
2	グリーンタウンコミュニティセンター	南河内	20	683	指定管理	
3	石橋中央コミュニティセンター	石橋	16	127	指定管理	
4	石橋駅前コミュニティセンター	石橋	31	176	指定管理	
5	上町コミュニティセンター	石橋	32	144	指定管理	
6	栄町コミュニティセンター	石橋	32	196	指定管理	
7	石北コミュニティセンター1号館	石橋	25	334	指定管理	
8	石北コミュニティセンター2号館	石橋	23	158	指定管理	
9	コミュニティセンター東方館	国分寺	31	182	直営	
10	コミュニティセンター友愛館	国分寺	9	603	指定管理	
11	鳥ヶ森コミュニティセンター	国分寺	13	104	直営	コミュニティ推進協議会未組織
12	医大前コミュニティセンター	国分寺	21	33	直営	コミュニティ推進協議会未組織
13	国分寺中央コミュニティセンター	国分寺	24	180	直営	複合施設
14	姿西部考古台地コミュニティセンター	国分寺	10	82	直営	複合施設
15	東方台地コミュニティセンター	国分寺	34	200	直営	複合施設
16	薬師寺コミュニティセンター	南河内	—		指定管理	H27年度 新築

- コミュニティ関連施設は 16 施設あり、うち 10 施設は指定管理者により運営されています。
- 地理的な配置のバランスに偏りがある状況となっています。
- 石橋地区の 3 施設と、国分寺地区の 2 施設が築 30 年を経過しています。
- 国分寺中央コミュニティセンター、姿西部考古台地コミュニティセンター、東方台地コミュニティセンターは学童保育、児童館と、3 つの機能の複合施設となっています。
- 鳥ヶ森コミュニティセンター及び医大前コミュニティセンターは、地元にコミュニティ推進協議会が組織されていないため、地元自治会の公民館機能としての利用が中心となっています。
- コミュニティ関連施設は、まちづくりの拠点として、地域の実情を踏まえつつ整備・運営しているため、地域における施設の位置づけはそれぞれ異なります。
- 主な利用者がコミュニティ推進協議会と自治会となっている施設があります。これらの団体へは利用料を減免している場合があることから、利用料収入がほとんどない施設も存在します。
- 稼働率は全体的に低く、利用人数が多いグリーンタウンコミュニティセンター、コミュニティセンター友愛館でも約 40% となっています。
- 市民アンケート結果では、コミュニティ関連施設をよく利用する（月 1 回以上）、たまに利用

する（年に数回）の合計が 22.2%で、定期的な利用者は少ない状況です。

- 市民アンケート結果では、コミュニティ関連施設の維持・充実の優先度は 13 類型中 10 番目となっています（20.3%）。

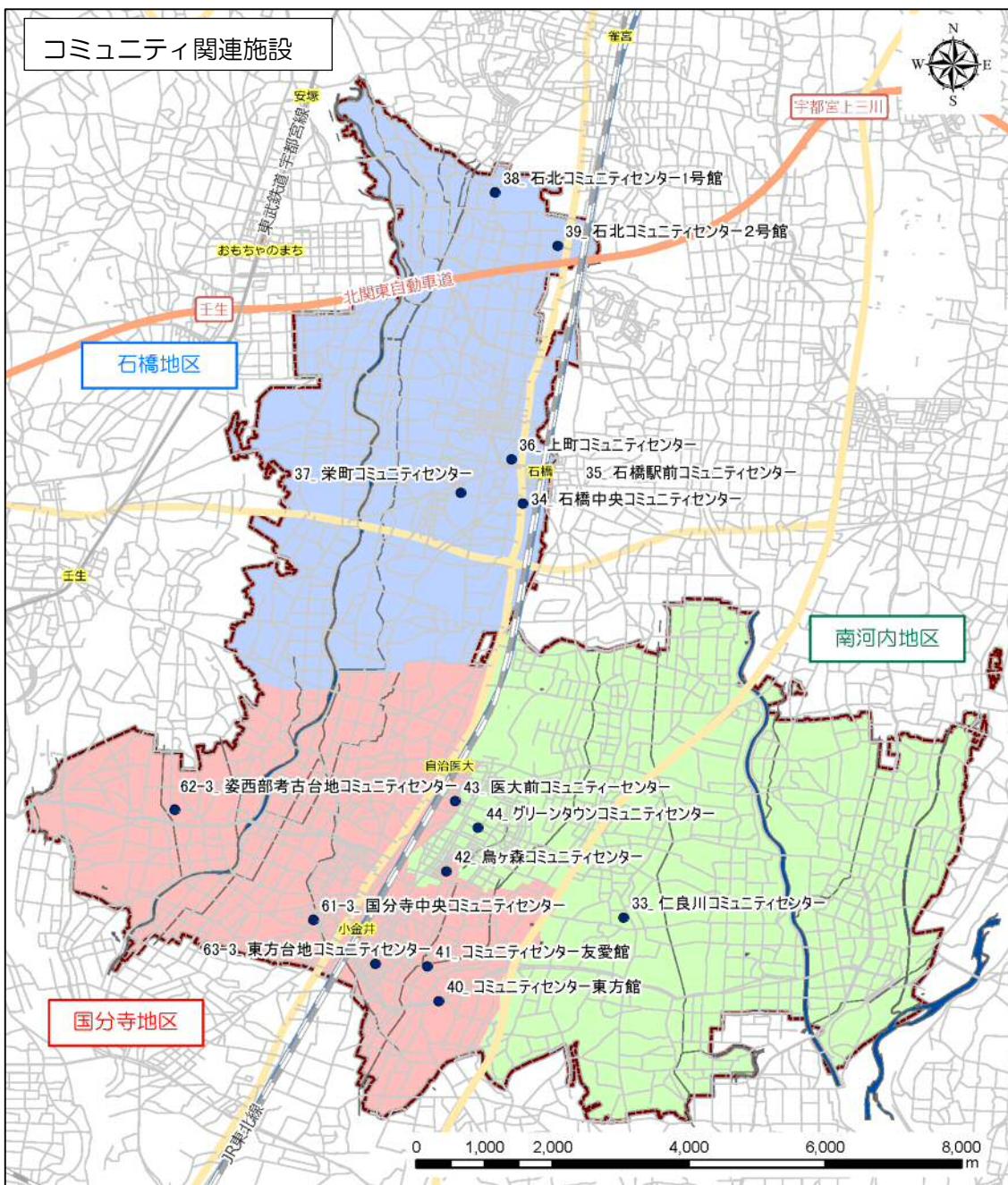
#### 課題

稼働率の低い施設・老朽化の進む施設の統廃合や複合化、民間活力の導入による維持管理・運営費の削減、受益者負担のあり方の検討が必要です。

- 築 30 年を経過している施設があること等から、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新、また、更新のタイミングに合わせて統廃合や他機能との複合化等の検討が必要となります。
- 直営の複合施設については、児童館及び学童保育室の運営との連携を図りながら、民間活力の導入による維持管理・運営費の削減を検討する必要があります。
- 直営施設については、そのあり方を地元コミュニティ推進協議会や地元自治会等と検討する必要があります。
- 地域の実情を踏まえつつ整備・運営しているため、利用料収入がほとんどない施設もあることから、受益者負担のあり方の検討が必要です。

#### 用途別基本方針(コミュニティ関連施設)

- コミュニティ関連施設は、「市民が主役のまちづくり」を推進するうえでの地域の拠点であることから、地域の実情や施設整備の経緯等を踏まえながら各施設のあり方を検討します。
- 将来人口や高齢化による需要動向等を踏まえ、計画的な修繕・改修により長寿命化を図るとともに、老朽化の進む施設については、他施設との複合化や統廃合についても検討します。
- 直営(複合)施設については、他機能との連携を図りながら、市民との協働などにより、維持管理・運営の効率化を図ります。
- 施設使用料の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図ります。



※出典：下野市公共施設白書（H27.9）

図 3-1 施設位置図(コミュニティ関連施設)

## 2. 保健・福祉施設

現 状	障がい者支援施設について、築 40 年を経過した施設があります。 保健福祉センターについては、浴室、温水プールといった維持管理コストが多くかかる機能が存在することから、費用対効果が低い施設といえます。
-----	---

表 3-3 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	運営体制	備 考
1	ふれあい館	南河内	18	4,409	直営	H27.4～ 指定管理
2	就労継続支援B型事業所なのはな	南河内	22	272	社会福祉協議会	複合施設
3	就労継続支援B型事業所すみれ(事務所・倉庫)	石橋	41	441	社会福祉協議会	
4	保健福祉センターきらら館	石橋	15	4,330	直営	H29年度 指定管理予定
5	保健福祉センターゆうゆう館	国分寺	12	4,777	直営	複合施設 H30年度 指定管理予定
6	こども発達支援センターこばと園	国分寺	19	235	直営	H29.4～ きらら館へ移転
7	こども通園センターけやき(旧保健センター)	国分寺	31	440	委託	複合施設

- 就労継続支援 B 型事業所なのはな及びすみれは、共に社会福祉協議会が運営しています。
- こども通園センターけやきについては、民間委託により運営されています。
- 就労継続支援 B 型事業所すみれについては、築 40 年以上経過していますが、耐震診断等が実施されていない状況です。
- ふれあい館については温水プールと浴室、保健福祉センターゆうゆう館については浴室、きらら館についてはトレーニング施設があり、維持管理コストが高い施設となっています。(施設類型ごとの維持管理・運営費が、13 類型中 4 番目 (8.9%) となっています。ふれあい館は平成 27 年 4 月から指定管理、きらら館は平成 26 年 9 月で温浴施設を廃止しました。)
- 市民アンケート結果では、保健・福祉施設は、よく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 35.3% となっており、定期的な利用者が比較的多い状況です。
- 市民アンケート結果では、保健・福祉施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 5 番目となっています (50.9%)。

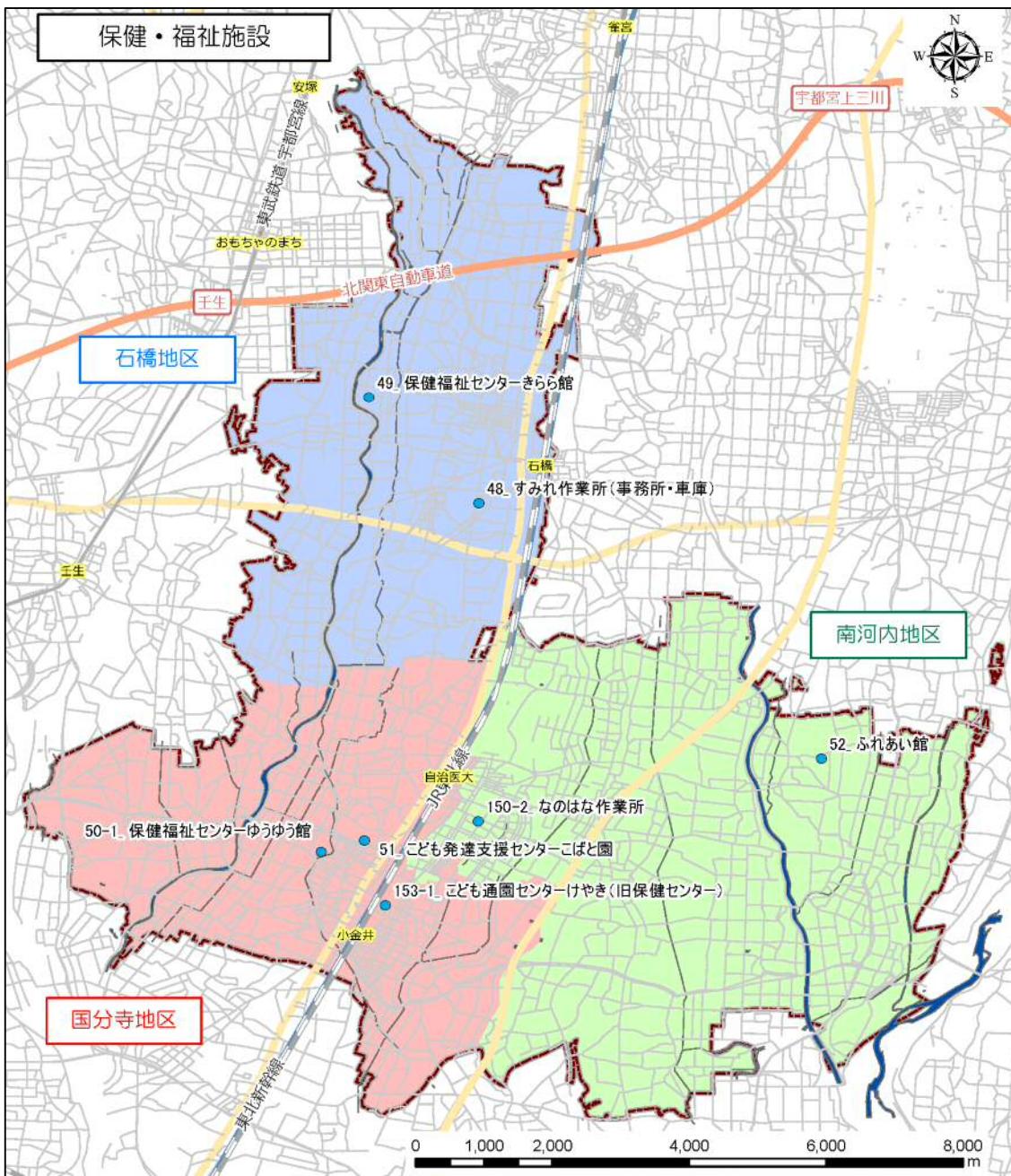
**課題**

保健福祉センターについては、費用対効果を高め、民間活力の導入等による維持管理・運営費の削減や受益者負担のあり方の検討、障がい者支援施設については、老朽化対策の検討が必要です。

- ふれあい館については温水プールと浴室、保健福祉センターゆうゆう館については浴室、きらら館についてはトレーニング施設があり、維持管理コストが多くかかる施設であり、維持管理の効率化のため、民間活力の導入等による維持管理・運営費の削減や、受益者負担のあり方の検討が必要です。
- 就労継続支援 B型事業所すみれについては築40年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の統廃合等が必要です。

**用途別基本方針(保健・福祉施設)**

- 保健福祉センターについては、各施設の特性を活かしたサービスの提供を行うとともに、民間委託や指定管理者制度など、効率的な維持管理を図ります。
- 老朽化の進む施設については、施設更新時に機能の必要性を勘案の上、他施設の活用や統廃合、複合化、規模の最適化等により効率化を図ります。



※出典：下野市公共施設白書（H27.9）

図 3-2 施設位置図(保健・福祉施設)

### 3. 子育て支援施設

現 状	施設数、維持管理・運営費ともに、公共施設の中で、比較的高い割合を占める施設です（施設数は類型中 2 番目、維持管理・運営費は類型中 3 番目）。既に複合化されている施設があります。築 30 年を経過した施設が 3 施設あります。
-----	--

表 3-4 対象施設一覧

施設種別	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	運営体制	備 考
保育園 (5)	薬師寺保育園	南河内	21	448	直営	
	吉田保育園	南河内	19	389	直営	
	グリム保育園	石橋	17	1,536	直営	
	こがねい保育園	国分寺	16	698	直営	
	しば保育園	国分寺	41	583	直営	
子育て支援センター	地域子育て支援センターつくし	国分寺	12	98	直営	複合施設
児童館 (5)	南河内児童館	南河内	16	472	直営	複合施設
	石橋児童館	石橋	44	203	直営	H28.5～ テーマ館へ移転
	国分寺駅西児童館	国分寺	24	193	直営	複合施設
	国分寺姿西児童館	国分寺	10	78	直営	複合施設
	国分寺東児童館	国分寺	34	201	直営	複合施設
学童保育室 (12)	南河内児童館学童保育室(南河内児童館2F)	南河内	16	152	直営	複合施設
	薬師寺小学校学童保育室(薬師寺小学校地内)	南河内	6	172	直営	
	吉田東小学校学童保育室(吉田東小学校内)	南河内	15	188	直営	複合施設
	緑小学校学童保育室(緑小空教室)	南河内	20	65	直営	複合施設
	石橋小学校学童保育室(石橋小学校地内・校内空教室)	石橋	8	217	直営	複合施設
	古山小第1学童保育室	石橋	7	132	直営	
	石橋北小学校学童保育室(石橋北小学校地内)	石橋	4	162	直営	
	古山小第2学童保育室(旧石橋中増築棟内)	石橋	—	—	—	H26年度 解体済
	国分寺小学校学童保育室(国分寺小学校地内)	国分寺	1	189	直営	
	国分寺駅西児童館学童保育室	国分寺	24	41	直営	複合施設
	国分寺姿西児童館学童保育室	国分寺	10	12	直営	複合施設
	国分寺東児童館学童保育室	国分寺	34	21	直営	複合施設
	古山小第2学童保育室	石橋	—	—	直営	H26年度 新築

- 保育園（5か所）、子育て支援センター（1か所）、児童館（5か所）、学童保育（12か所）があります。
- 南河内地区に 7 施設（保育園：2、児童館：1、学童保育室：4）、石橋地区に 6 施設（保育園：1、児童館：1、学童保育室：4）、国分寺地区に 10 施設（保育園：2、子育て支援センター：1、児童館：3、学童保育室：4）が設置されています。
- いずれの施設も直営での運営となっています。
- しば保育園、国分寺東児童館、国分寺東児童館学童保育室は築 30 年を経過しています。
- 児童館及び学童保育室は、複合となっている施設があり、主な機能の組み合わせは学童保育室+児童館や、学童保育室+小学校となっています。国分寺地区では、コミュニティセンター機能もあわせて、3 機能で複合化されている施設が 3 施設あります。
- 子育て支援施設については、施設類型ごとの維持管理・運営費が、13 類型中 3 番目（13.3%）でコストが多くかかる施設類型となっており、施設数は 13 類型中 2 番目となっています。
- 市民アンケート結果では、子育て支援施設は、子育て期間中の特定の市民が対象の施設であることから、よく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 10.3% と

なっており、定期的な利用者が少ない状況です。

- 市民アンケート結果では、子育て支援施設の維持・充実の優先度については、13類型中2番目となっています。(60.6%)

### 課題

民間活用や市民協働による維持管理・運営の効率化や、老朽化対策の検討が必要です。

- 築30年を経過している施設があることから、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要となります。
- 子育て支援施設は、施設の維持・充実の優先度が高い施設であることから、継続的な運営のため、コスト縮減を検討する必要があります。

### 用途別基本方針(子育て支援施設)

#### ①保育園

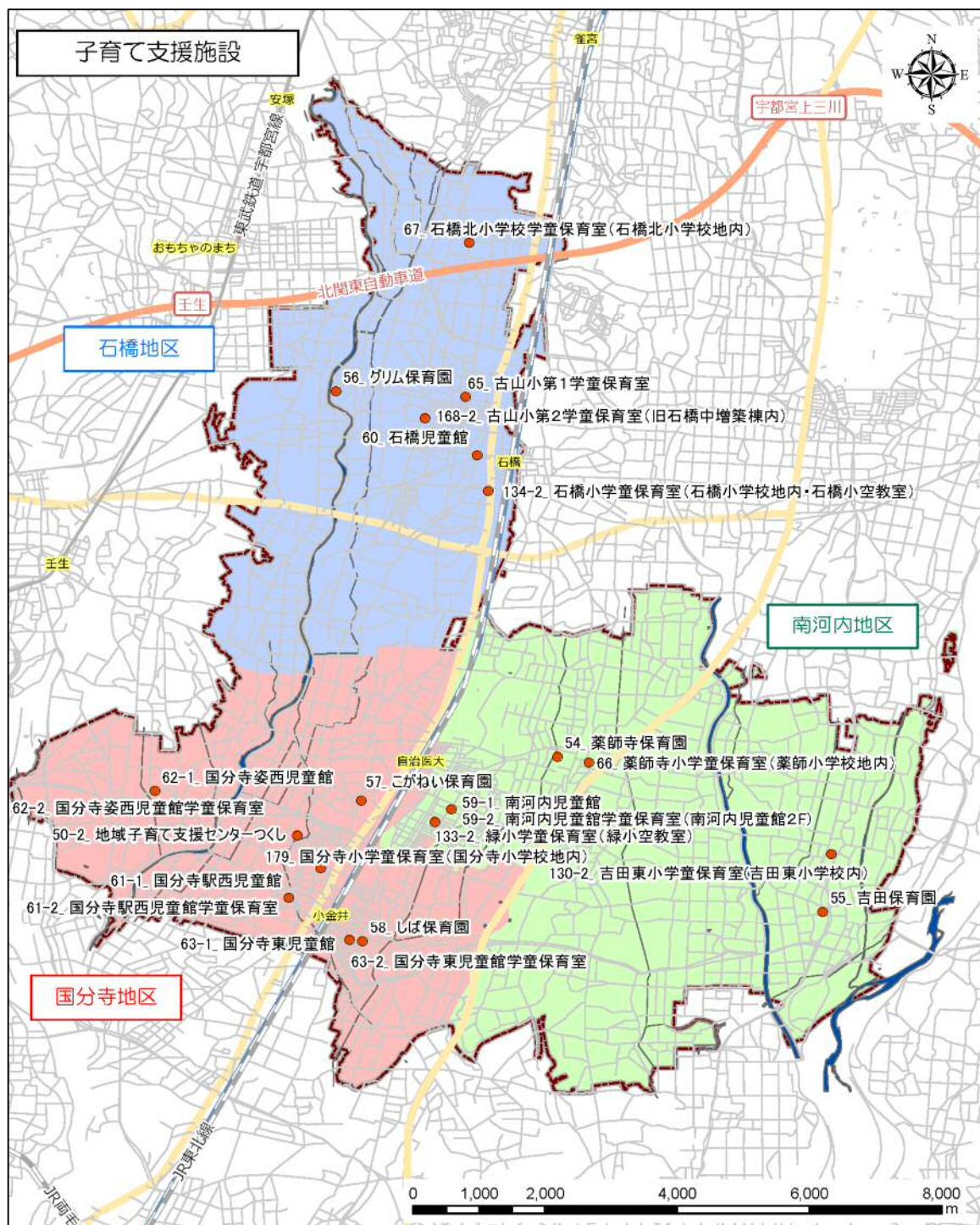
- 施設の効率的な修繕や改修及び民営化等により、維持管理や保育園運営の効率化を図ります。

#### ②児童館・子育て支援センター

- 複合施設であるため、他の機能との連携を図りながら、維持管理・運営の効率化を図ります。

#### ③学童保育室

- 少子化が進行する中で、近年の働き方の多様化、共働きの増加により、学童保育室の利用者は増加しています。各小学校区の需要を踏まえ、既存施設を活用するなど、配置の適正化を図ります。
- 民間活力の導入による指定管理者制度など、維持管理・運営の効率化について検討します。



#### 4. 農業振興施設

現 状	特定団体が利用する施設(農産物加工センター)以外は稼働率が低い状況となって います。 道の駅しもつけについては、運営状況は比較的好調です。
-----	---

表 3-5 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	運営体制	備 考
1	道の駅しもつけ	南河内	4	2,248	指定管理	
2	市民農園	南河内	14	252	指定管理	
3	南河内農産物加工センター	南河内	20	402	直営	
4	農村環境改善センター	石橋	18	550	直営	
5	国分寺農産物加工センター	国分寺	28	260	直営	
6	レストハウスしもつけ	国分寺	32	300	指定管理	
7	ふるさと道場	国分寺	16	147	直営	
8	涼風公園(便所)	国分寺	16	10	休止中	

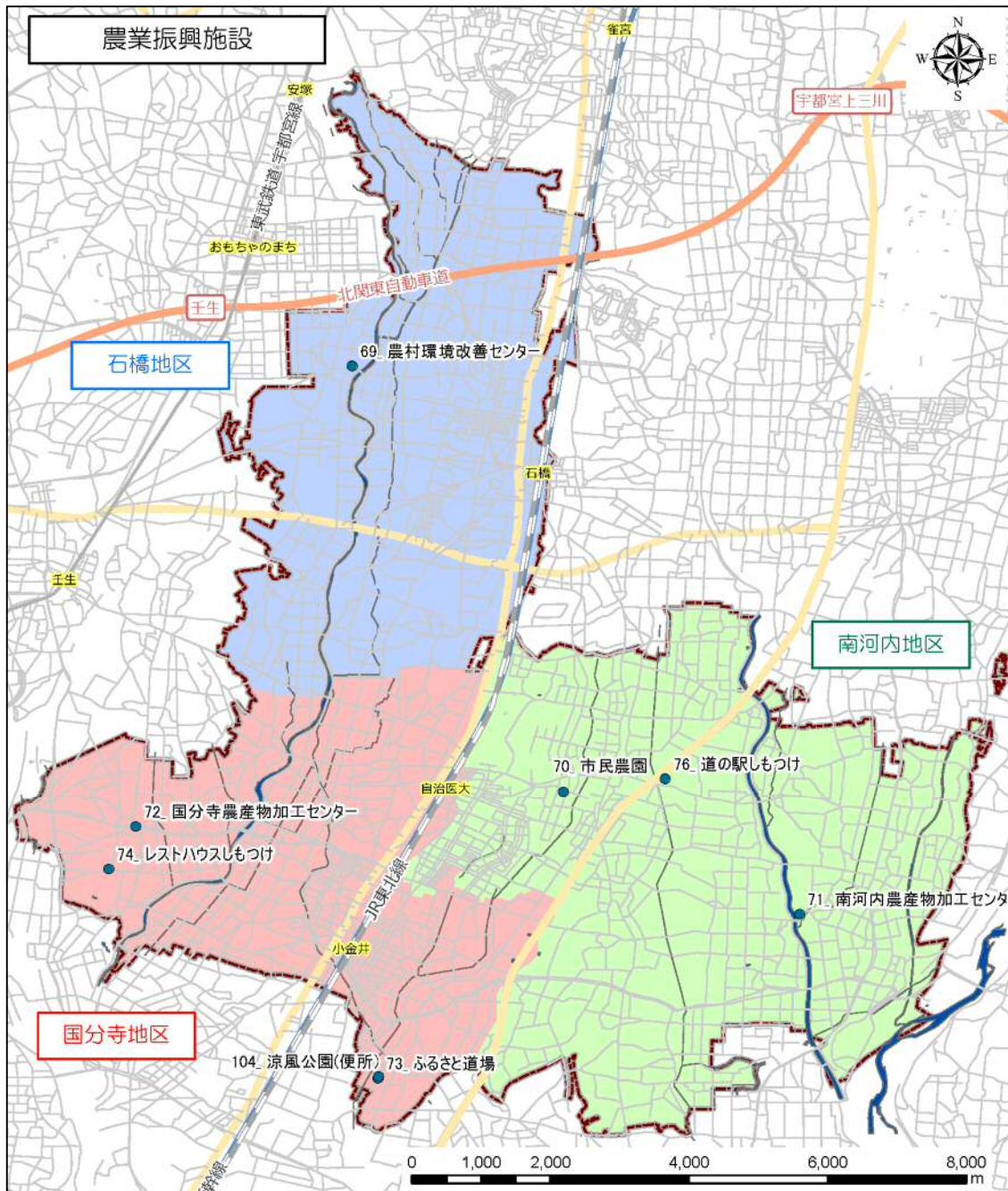
- 道の駅しもつけ、市民農園及びレストハウスしもつけについては、指定管理者により運営されています。
- レストハウスしもつけは築 30 年を経過しています。
- 道の駅しもつけは、他の施設に比べるとコストは高くなっていますが、収入については支出と同程度の収入があり、運営状況は比較的好調です。
- 稼働率の高い南河内農産物加工センター、国分寺農産物加工センターについては、保健所の許可をもつ特定団体がほぼ占有して使用しており、それ以外の施設については、稼働率は低くなっています。
- 市民アンケート結果では、農業振興施設は、よく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 55% となっており、定期的な利用者が多い状況です。
- 市民アンケート結果では、農業振興施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 9 番目となっています（27.8%）。

課 題	民間活用や市民協働による維持管理・運営の効率化の検討が必要です。 貸室については、稼働率の向上のための方策や、受益者負担のあり方の検討が必要です。
-----	--

- 民間活用や市民協働といった手法を取り入れ、施設の維持管理・運営の効率化を図ることが必要です。
- 稼働率の低い貸室施設については、市民が使いやすい施設とすることにより、稼働率の向上を図っていくとともに、受益者負担についても検討を行うことが必要です。

## 用途別基本方針(農業振興施設)

- 老朽化の進む施設は、施設更新時に機能の必要性を勘案の上、規模の最適化等により効率化を図ります。
- 指定管理者制度を導入していない施設は、指定管理者制度の導入などにより、維持管理・運営の効率化を図ります。



※出典：下野市公共施設白書（H27.9）

図 3-4 施設位置図(農業振興施設)

## 5. 市営住宅

現 状

築 30 年を経過しており、老朽化が進んでいます。

表 3-6 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	運営体制	備 考
1	市営住宅西浦団地	国分寺	31	252	直営	

- 国分寺地区に 1 施設（4 世帯分）となっています。
- 築 30 年を経過しており、老朽化が進んでいます。
- 家賃収入よりも維持管理・運営費が上回る状況となっています。
- 市民アンケート結果では、市営住宅の施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 11 番目となっています。（14.7%）

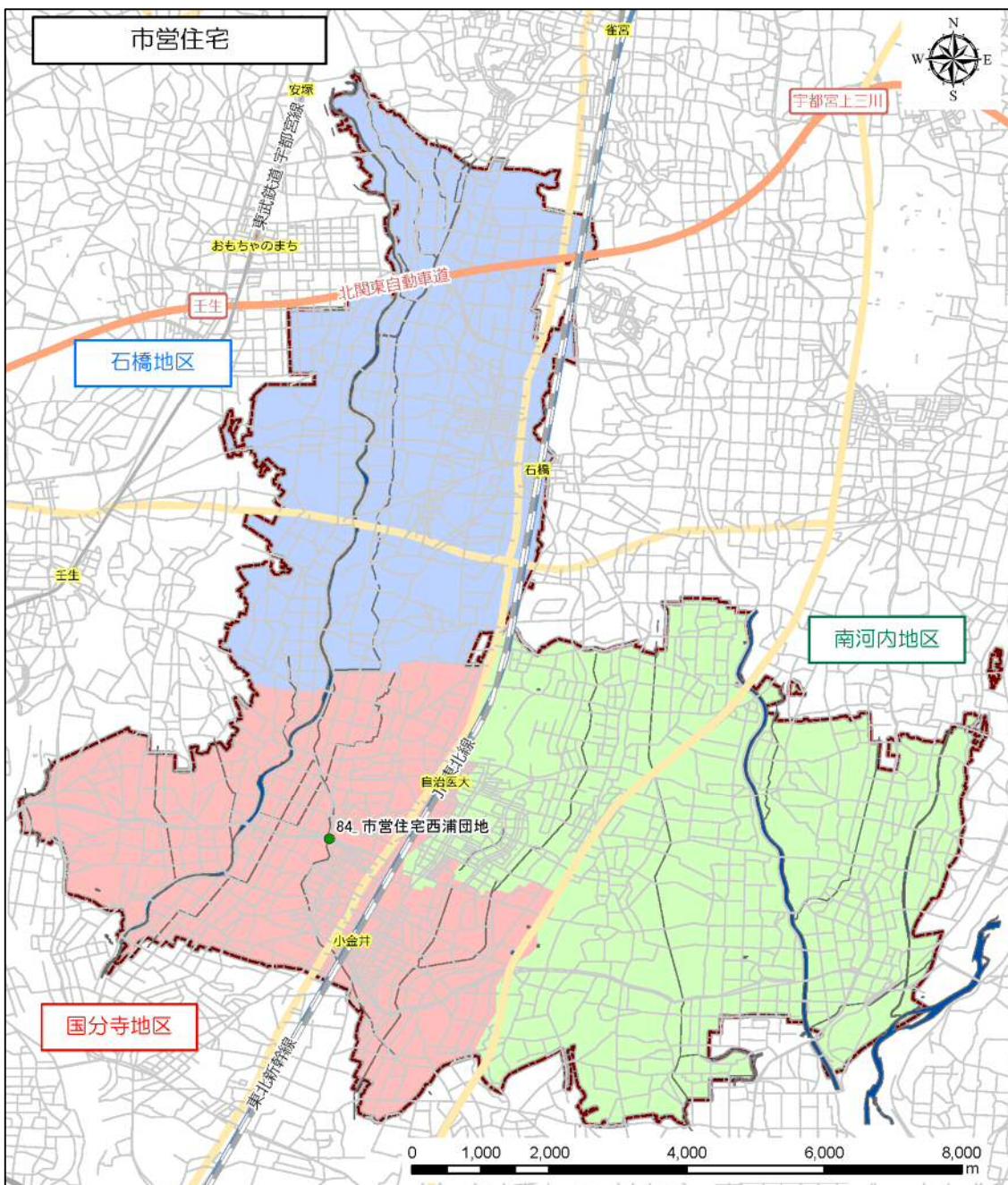
課 題

老朽化対策の検討が必要。

- 築 30 年を経過しており、今後、経年劣化に伴い維持管理費が増大することが想定され、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要となります。

### 用途別基本方針(市営住宅)

- 今後の需要動向を踏まえ、当面は施設維持のための修繕を実施しますが、更新は行わないものとします。



※出典：下野市公共施設白書（H27.9）

図 3-5 施設位置図(市営住宅)

## 6. 公園施設

現 状

小規模な便所等であり、一部の施設で耐震診断等未対応の施設があります。

表 3-7 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	運営体制	備 考
1	別処山公園(便所、倉庫・物置)	南河内	23	133	直営	
2	祇園原公園(工作物、便所、倉庫・物置)	南河内	28	127	直営	
3	諏訪山公園(便所、倉庫・物置)	南河内	28	34	直営	
4	西坪山公園(便所)	南河内	22	9	直営	
5	下坪山公園(便所)	南河内	22	23	直営	
6	姿川アメニティパーク(陳列所・展示室、便所)	石橋	21	31	直営	
7	大光寺児童公園(便所)	石橋	43	15	直営	
8	下石橋児童公園(便所)	石橋	42	9	直営	
9	石橋中央公園(便所)	石橋	38	6	直営	
10	若林公園(便所)	石橋	13	12	直営	
11	文教公園(便所)	石橋	2	13	直営	
12	笛根公園(便所)	国分寺	38	4	直営	
13	八竜神公園(便所)	国分寺	27	3	直営	
14	笹竹公園(便所)	国分寺	24	6	直営	
15	土橋公園(便所)	国分寺	24	7	直営	
16	古館公園(便所)	国分寺	22	7	直営	
17	西原公園(便所)	国分寺	22	8	直営	
18	蔓巻公園(研修棟、便所、倉庫・物置)	国分寺	17	231	直営	
19	天平の丘公園	国分寺	31	1,104	直営	
20	柴公園(便所)	国分寺	38	34	直営	
21	鳥ヶ森公園(便所)	国分寺	24	21	直営	

- 別処山公園、蔓巻公園、祇園原公園及び諏訪山公園については研修施設やスポーツ施設を兼ねています。
- 建物については、便所、物置等小規模な施設が主な施設となっており、柴公園（便所）、大光寺児童公園(便所)、下石橋児童公園(便所)、石橋中央公園（便所）、笛根公園（便所）、天平の丘公園の 6 施設については、築 30 年を経過しています。
- 市民アンケート結果では、公園施設は、よく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 50% となっており、定期的な利用者が比較的多い状況です。
- 市民アンケート結果では、公園施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 7 番目となっています（36.6%）。
- 植栽については、平成 28 年 4 月に一括管理に移行し、維持管理費を 10% 削減しています。

課 題

老朽化対策の検討が必要です。

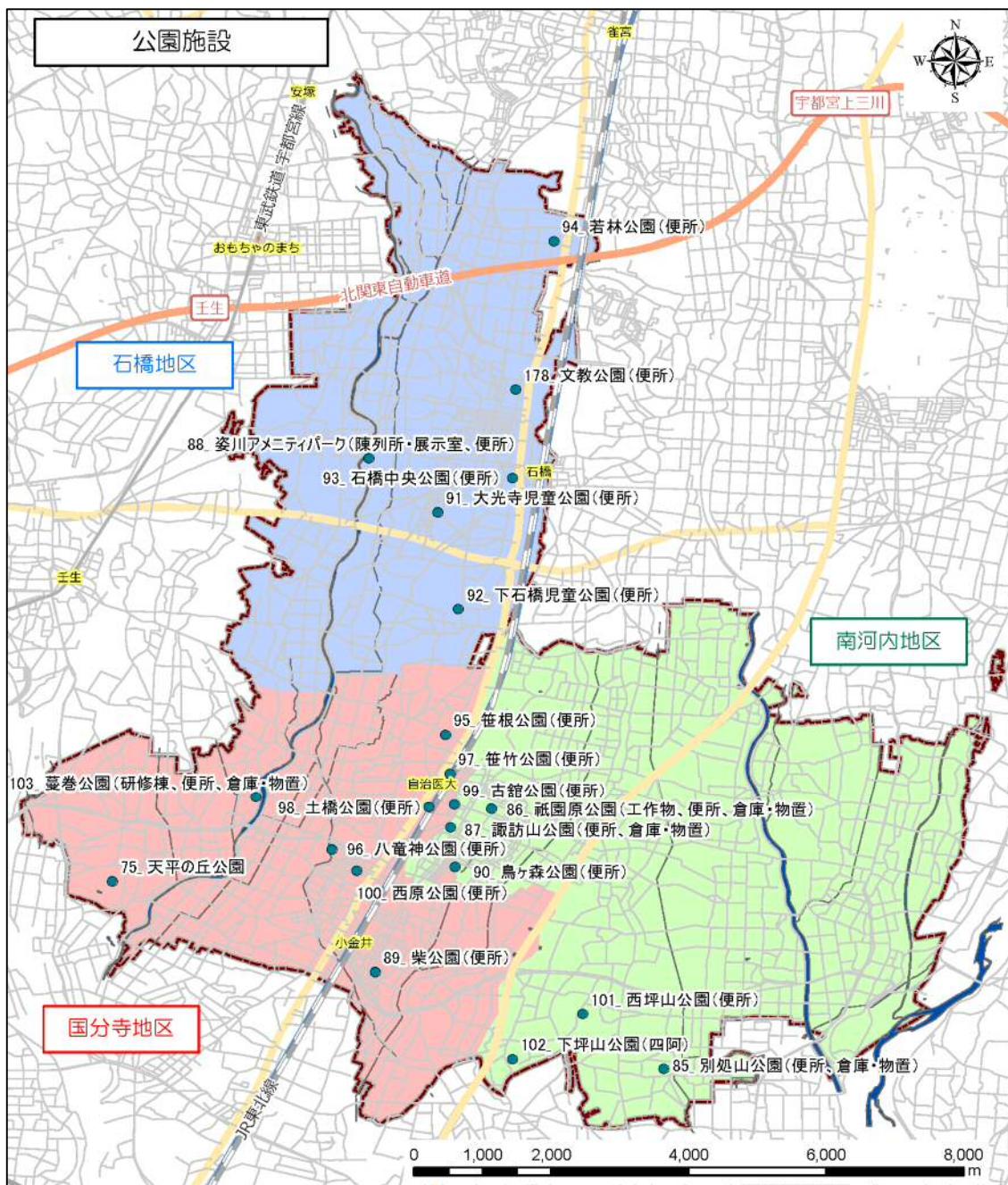
研修施設やスポーツ施設を兼ねている施設については、受益者負担のあり方の検討が必要です。

- 大光寺児童公園(便所)、下石橋児童公園(便所)、石橋中央公園（便所）、笛根公園（便所）、天平の丘公園、柴公園（便所）の 6 施設については、築 30 年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。

- 別処山公園、祇園原公園、諏訪山公園及び蔓巻公園については、研修施設やスポーツ施設を兼ねていることから、受益者負担のあり方の検討が必要です。

### 用途別基本方針(公園施設)

- 老朽化が進み、利用状況等により不要と判断される施設(便所等)については、除却を行います。
- 今後も利用が見込まれる公園施設については、指定管理者制度の導入などにより、維持管理・運営の効率化を図ります。
- 有料施設については、利用料金の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図ります。



※出典：下野市公共施設白書（H27.9）

図 3-6 施設位置図(公園施設)

## 7. 消防・防災施設

現 状

一部の施設で老朽化が進行し、耐震診断等未対応の状況です。

表 3-8 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	運営体制	備 考
1	消防団第1分団第1部	南河内	—		直営	H27年度 移転新築済
2	消防団第1分団第2部	南河内	—		直営	H26年度 移転新築済
3	消防団第1分団第3部	南河内	4	75	直営	
4	消防団第2分団第1部	南河内	4	75	直営	
5	消防団第2分団第2部	南河内	4	75	直営	
6	消防団第2分団第3部	南河内	5	75	直営	
7	消防団第3分団第1部	南河内	16	36	直営	
8	消防団第3分団第2部	南河内	10	70	直営	
9	消防団第3分団第3部	南河内	5	75	直営	
10	水防倉庫	南河内	37	33	直営	旧 第3分団第3部消防小屋
11	消防団第4分団第1部	石橋	12	75	直営	
12	消防団第4分団第2部	石橋	13	75	直営	
13	消防器具置場	石橋	15	55	直営	旧 第4分団第2部消防小屋
14	消防団第5分団第1部	石橋	15	75	直営	
15	消防団第5分団第2部	石橋	12	75	直営	
16	消防器具置場	石橋	13	75	直営	旧 第5分団第2部消防小屋
17	消防団第6分団第1部	石橋	15	75	直営	
18	消防団第6分団第2部	石橋	15	46	直営	
19	消防団第7分団第1部	国分寺	31	58	直営	
20	消防団第7分団第2部	国分寺	23	47	直営	
21	消防団第7分団第3部	国分寺	29	115	直営	
22	消防団第7分団第4部	国分寺	22	47	直営	
23	消防団第8分団第1部	国分寺	19	47	直営	
24	消防団第8分団第2部	国分寺	18	73	直営	
25	消防団第8分団第3部	国分寺	2	75	直営	
26	防災倉庫	南河内	—		直営	H27年度 新築

- 南河内地区に 11 施設、石橋地区に 8 施設、国分寺地区に 7 施設設置されています。
- 13 施設類型の中で、最も施設数が多くなっています。
- 小規模な建物であり、鉄骨造の建物が多くなっています。
- 維持管理・運営費については、13 類型の中で最も少ない割合となっています。
- 消防団第 7 分団第 1 部と水防倉庫については、築 30 年を経過しています。
- 市民アンケート結果では、消防・防災施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 4 番目となっています (51.9%)。

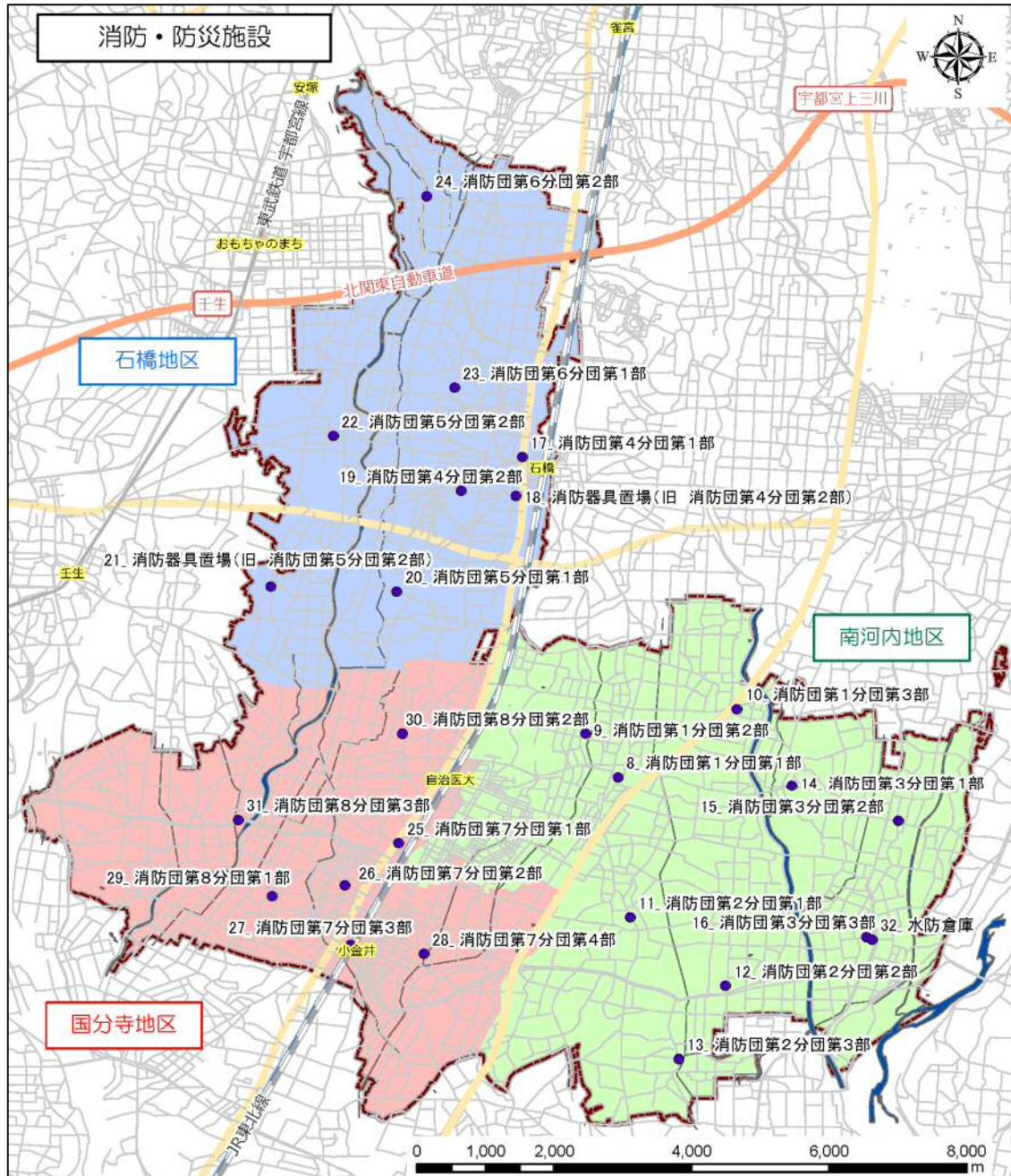
課 題

老朽化対策の検討が必要。

- 水防倉庫、消防団第 7 分団第 1 部については、築 30 年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。

## 用途別基本方針(消防・防災施設)

- 施設の維持を基本に、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- 人口規模等の地域の実情を勘案し、管轄範囲や設備内容の適正化を検討します。



※出典：下野市公共施設白書（H27.9）

図 3-7 施設位置図(消防・防災施設)

## 8. 学校教育施設

現 状	<p>公共施設(ハコモノ)の中で最も施設の延床面積が大きく、公共施設全体の約6割を占めている施設類型です。</p> <p>施設の耐震対応はすべて終了していますが、築 30 年を経過し、老朽化が進んでいる施設があります。</p>
-----	---

表 3-9 対象施設一覧

施設種別	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	児童・生徒数 (H27.5.1現在)	備 考
1	薬師寺小学校	南河内	49	5,315	300	小学校 (12)
2	吉田東小学校	南河内	46	3,712	75	
3	吉田西小学校	南河内	47	3,624	85	
4	祇園小学校	南河内	27	7,587	408	
5	緑小学校	南河内	20	6,987	271	
6	石橋小学校	石橋	42	7,806	516	
7	古山小学校	石橋	45	5,643	492	
8	細谷小学校	石橋	39	2,314	36	
9	石橋北小学校	石橋	34	4,260	214	
10	国分寺小学校	国分寺	49	6,198	596	
11	国分寺西小学校	国分寺	47	3,390	45	
12	国分寺東小学校	国分寺	34	5,839	269	
13	南河内中学校	南河内	26	7,737	215	中学校 (4)
14	南河内第二中学校	南河内	21	9,408	425	
15	石橋中学校	石橋	21	16,592	651	
16	国分寺中学校	国分寺	36	7,375	507	
17	給食センター 国分寺学校給食センター	国分寺	9	1,529	-	

- 南河内地区に 7 施設（小学校：5、中学校：2）、石橋地区に 5 施設（小学校：4、中学校：1）、国分寺地区に 5 施設（小学校：3、中学校：1、学校給食センター：1）設置されています。
- 小学校は、薬師寺小学校、吉田東小学校、吉田西小学校、石橋小学校、古山小学校、細谷小学校、石橋北小学校、国分寺小学校、国分寺西小学校、国分寺東小学校が、中学校は国分寺中学校が築 30 年を経過しています。
- 耐震対応が必要な施設については、すべて対応済もしくは安全性を確認済みとなっています。
- 13 施設類型の中で、最も施設の延床面積が大きい施設類型となっています（施設全体の 59.2%）。
- 小学校の児童数については、国分寺小学校が一番多く、次いで石橋小学校、古山小学校、祇園小学校の順になっており、一番少ないので細谷小学校で、次いで国分寺西小学校、吉田東小学校、吉田西小学校の順になっています。（平成 27 年 5 月 1 日現在）
- 市民アンケート結果では、学校教育施設は、特定の市民（児童生徒）の利用が主であるため、よく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 18.7% となっており、児童・生徒以外での利用は少ない状況です。
- 市民アンケート結果では、学校教育施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 1 番目となっています（75.9%）。

## 課題

統廃合の検討や老朽化対策が必要です。

- 将来的な児童・生徒数の減少動向を見据えて、施設の統廃合を検討していく必要があります。
- 小学校は10施設、中学校は1施設が築30年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。

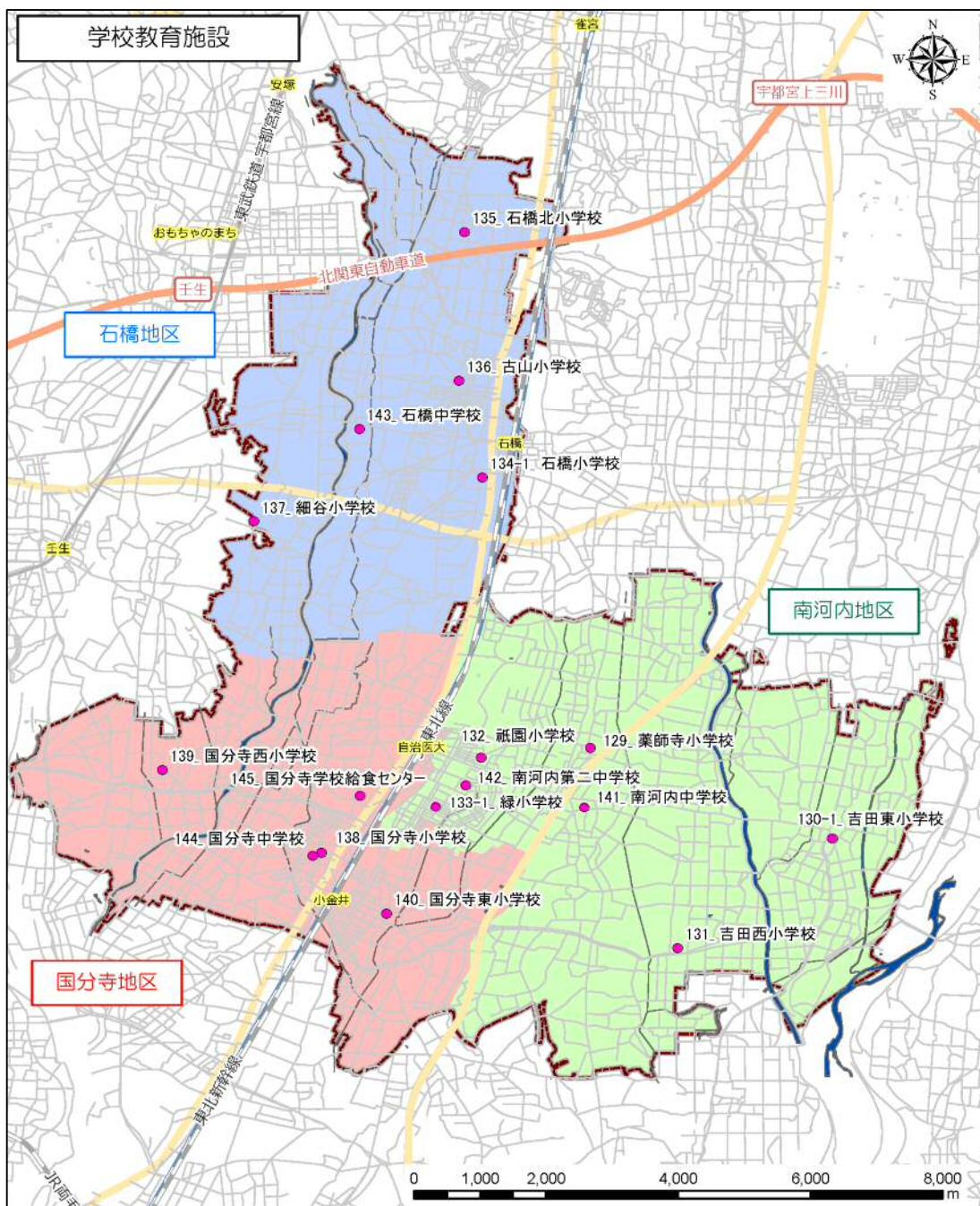
## 用途別基本方針(学校教育施設)

### ① 小学校・中学校

- 「下野市学校適正配置基本計画(H25.10)」に基づき、市内における小規模校の適正配置を推進するとともに、南河内地区における小中一貫校を視野に入れた小中一貫教育の推進と学校施設の有効活用について検討します。
- 適正配置の推進により、残された学校施設については、防災施設や交流施設等としての活用を検討します。

### ② 給食センター

- 給食センターは計画的な修繕・改修による長寿命化とともに、運営の効率化を図るため、運営体制や委託業務内容の最適化を検討します。



※出典：下野市公共施設白書（H27.9）

図 3-8 施設位置図(学校教育施設)

## 9. 社会教育施設

現 状	築 30 年を経過した施設が 5 施設あります。 石橋公民館以外の施設については、稼働率はやや低い状況となっています。
-----	--

表 3-10 対象施設一覧

	施設種別	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	運営体制	備 考
1	公民館 (4)	南河内公民館	南河内	36	1,951	直営	
2		南河内東公民館	南河内	21	1,233	直営	
3		石橋公民館	石橋	49	1,128	直営	
4		国分寺公民館	国分寺	35	1,914	直営	
5	生涯学習施設	生涯学習情報センター	国分寺	22	564	直営	
6	図書館 (3)	南河内図書館	南河内	29	1,485	直営	
7		石橋図書館	石橋	27	1,547	指定管理	
8		国分寺図書館	国分寺	31	1,158	指定管理	

- 南河内地区に 4 施設（公民館：2、生涯学習情報センター：1、図書館：1）、石橋地区に 2 施設（公民館：1、図書館：1）、国分寺地区に 2 施設（公民館：1、図書館：1）設置されています。
- 南河内公民館、石橋公民館、国分寺公民館、南河内図書館、国分寺図書館が築 30 年を経過しています。
- 国分寺図書館、生涯学習情報センターは、保健・福祉施設との複合施設となっています。
- 石橋図書館と国分寺図書館については、平成 25 年度から指定管理者制度を導入しており、その結果、平成 23・24 年度の実績値と比べ、維持管理・運営費の縮減と、利用者の増大を実現しています。
- 図書館施設のうち南河内図書館については、直営で運営しています。
- 石橋公民館の平均稼働率は 77% であり、高い稼働率となっていますが、その他の公民館は 17 ~36% 程度の稼働率となっています。
- 市民アンケート結果では、社会教育施設は、よく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 43.1% となっています。
- 市民アンケート結果では、社会教育施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 3 番目となっています（52.2%）。

課 題	民間活力の導入や市民協働、受益者負担のあり方、老朽化対策、稼働率の向上のための検討が必要です。
-----	---

- 南河内公民館、石橋公民館、国分寺公民館、南河内図書館、国分寺図書館が築 30 年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。
- 国分寺図書館、石橋図書館以外の施設についても、今後、民間活用や市民協働といった手法を取り入れ、維持管理・運営の効率化を図っていく必要があります。
- 利用料収入が発生する公民館については、受益者負担のあり方の検討が必要です。
- 南河内公民館、南河内東公民館、生涯学習情報センターは、地域のニーズや利用状況に応じ、

統廃合や諸室機能の見直し等を行い、稼働率を上げていく必要があります。

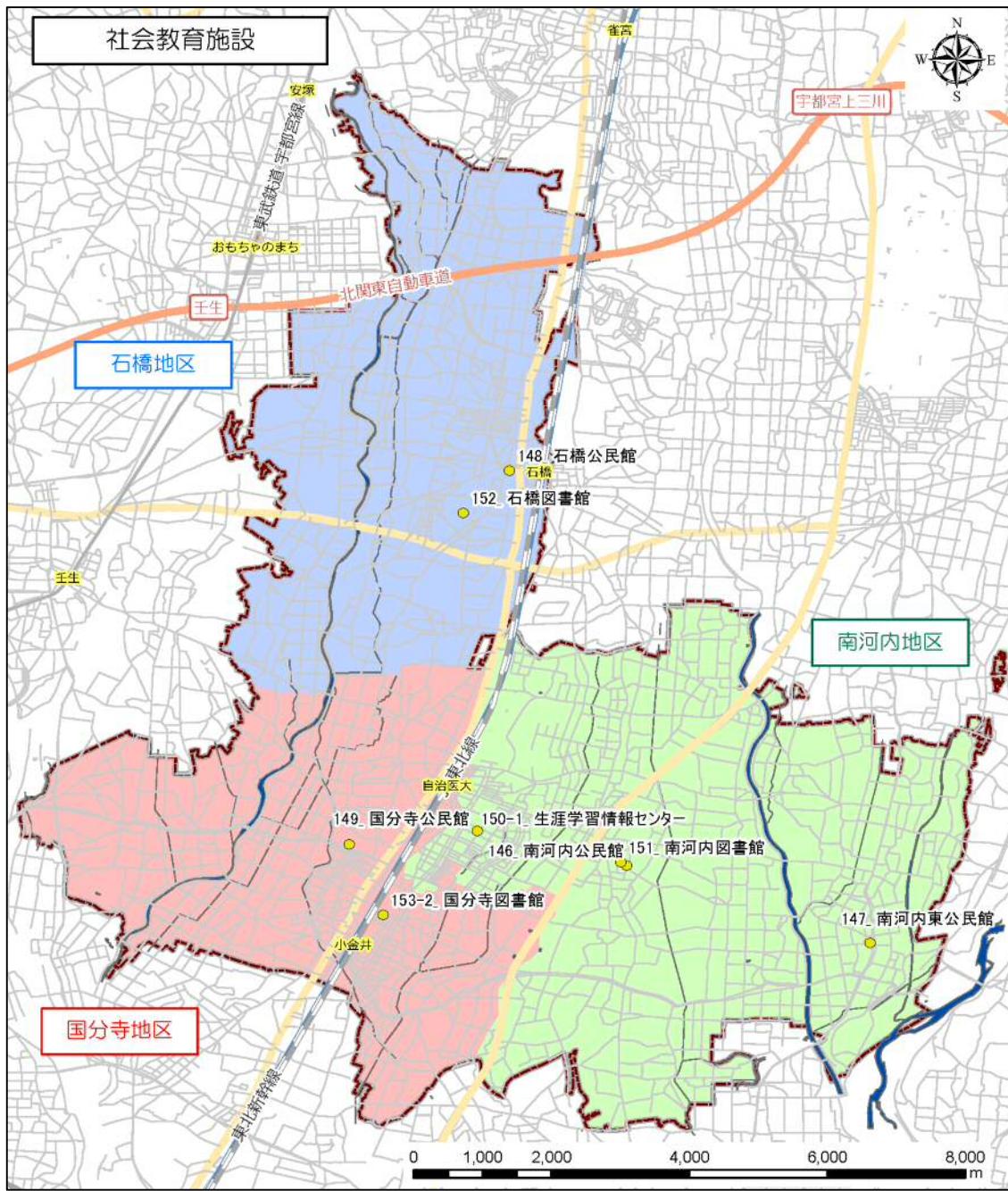
## 用途別基本方針(社会教育施設)

### ①公民館・生涯学習施設

- 計画的な修繕・改修による長寿命化を進めるとともに、各地域の人口動向などによる需要の変化を見据えて、規模や配置の最適化を図ります。
- 特に、南河内地区では、公民館2館及び生涯学習情報センターを有することから、諸室機能の重複や利用状況を踏まえて、学校・コミュニティ関連施設との複合化などにより、統廃合や規模の縮減を検討します。
- 公民館では施設使用料の見直しなどにより、維持管理・運営の効率化を図ります。

### ②図書館

- 図書館サービスの維持を基本に、計画的な修繕・改修・更新を行います。
- 施設更新時には、学校やコミュニティ関連施設との複合化を考慮するとともに、今後の利用状況や電子図書館サービスの動向なども考慮の上、規模の最適化を検討します。
- 指定管理者制度を導入していない図書館(南河内図書館)は、指定管理者制度の導入などにより、維持管理・運営の効率化を図ります。



※出典：下野市公共施設白書（H27.9）

図 3-9 施設位置図(社会教育施設)

## 10. 文化施設

現 状	グリムの館は指定管理者を導入し、効率的な運営を行っており、稼働率や入館者数についても高い実績値となっています。 他の施設は直営で運営しています。
-----	---

表 3-11 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	運営体制	備 考
1	下野薬師寺歴史館	南河内	14	404	直営	
2	国分寺跡発掘調査倉庫	国分寺	16	98	直営	
3	テーマ館	石橋	21	125	直営	H28.5～ こどもの広場いしばし(石橋児童館)が移転
4	グリムの館	石橋	19	1,588	指定管理	
5	しもつけ風土記の丘資料館	国分寺			直営	県からの移管を受け、H27.4開館

- 南河内地区に 1 施設、石橋地区に 2 施設、国分寺地区に 2 施設が設置されています。
- グリムの館は指定管理者により運営されています。多目的ホールは、土日は抽選となるほど多くの利用があり、稼働率も 65%と高くなっています。
- 下野薬師寺歴史館及びしもつけ風土記の丘資料館は直営で運営しており、入館者数は年々増加傾向にあります。
- 市民アンケート結果では、文化施設は、よく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 18.8%となっており、一部の市民のみが定期的に利用している状況となっています。
- 市民アンケート結果では、文化施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 13 番目となっています（8.4%）。

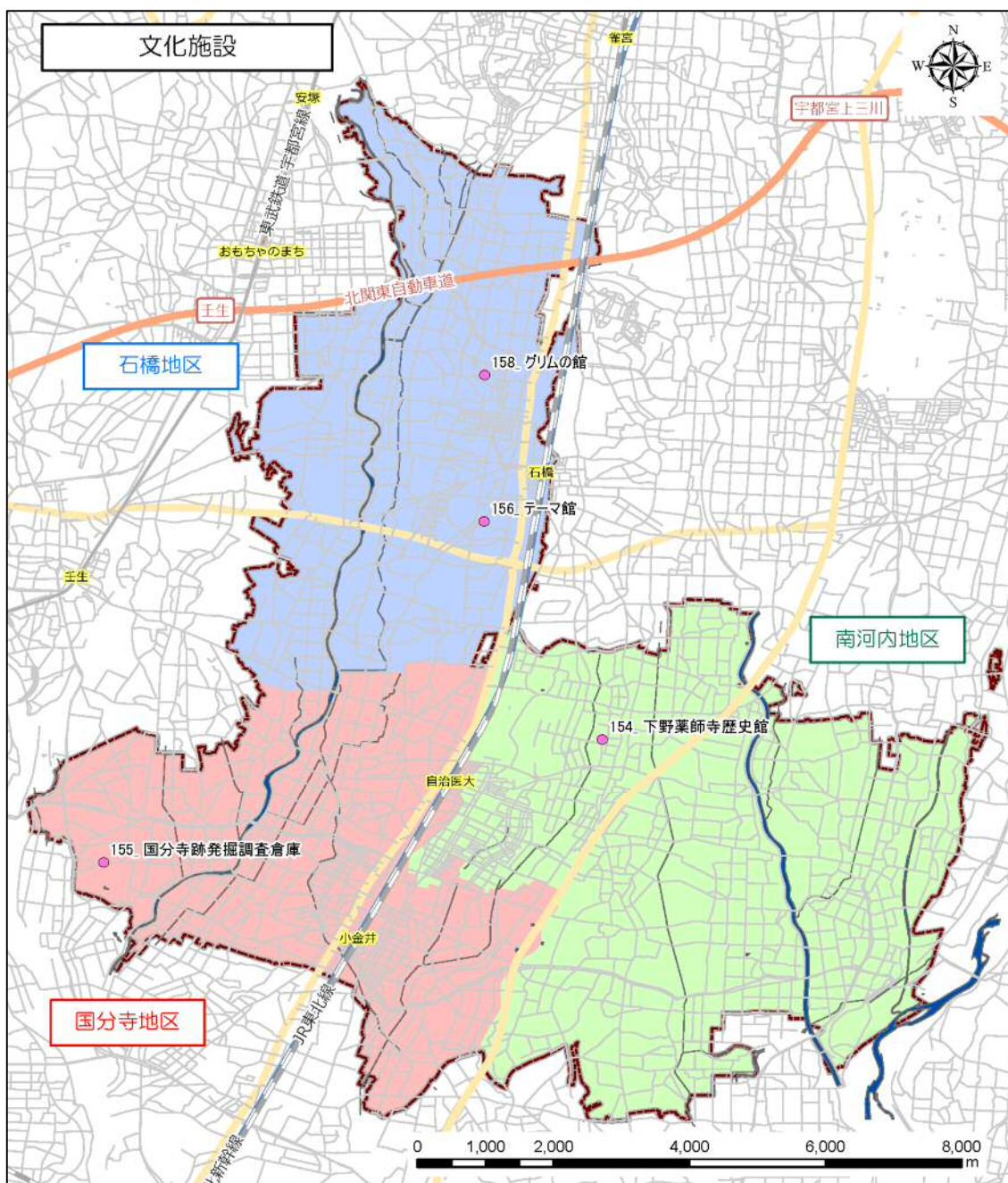
### 課 題

受益者負担のあり方の検討など、維持管理・運営の効率化が必要です。

- グリムの館は指定管理者制度の導入、稼働率の向上、利用者の増加など、施設の効率的な運営がすでにされている状況ですが、市民アンケート結果からは、一部の市民のみの利用である状況や、施設の優先度に関して市民の関心が低い状況であることから、受益者負担のあり方について検討が必要です。

### 用途別基本方針(文化施設)

- 文化施設機能の維持を基本に、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- 施設使用料の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図ります。
- 文化財倉庫(国分寺跡発掘調査倉庫)は、他施設の空きスペースの活用など、移転統合を検討します。



※出典：下野市公共施設白書（H27.9）

図 3-10 施設位置図(文化施設)

## 11. 体育施設

現 状	築 30 年を経過した施設が 10 施設あります。 稼働率が低い施設があります。
-----	---

表 3-12 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	運営体制	備 考
1	南河内東部運動広場(便所)	南河内	3	18	直営	
2	五千石球場(便所)	南河内	17	25	直営	
3	南河内体育センター	南河内	36	2,032	直営	
4	南河内東体育館	南河内	34	741	直営	
5	大松山運動公園(便所)	石橋	33	416	直営	
6	石橋武道館	石橋	20	1,149	直営	
7	石橋弓道場	石橋	13	330	直営	
8	石橋体育センター	石橋	38	2,115	直営	
9	旧石橋中学校増築棟	石橋	—	—	—	H25年度 解体済
10	スポーツ交流館	石橋	36	743	直営	
11	国分寺運動公園(便所)	国分寺	34	284	直営	
12	国分寺B & G海洋センター	国分寺	32	1,102	直営	
13	国分寺静思館	国分寺	29	198	直営	
14	国分寺聖武館	国分寺	38	909	直営	
15	国分寺武道館	国分寺	40	509	直営	

- 南河内地区に 4 施設、石橋地区に 5 施設、国分寺地区に 5 施設が設置されています。
- いずれの施設も直営で運営しています。
- 南河内体育センター、南河内東体育館、大松山運動公園、石橋体育センター、スポーツ交流館、国分寺運動公園、国分寺 B&G 海洋センター、国分寺静思館、国分寺聖武館、国分寺武道館は築 30 年を経過しています。
- 国分寺運動公園以外で耐震診断が必要な施設は、耐震診断を実施済みであり、耐震改修を実施予定となっています。
- 石橋武道館、石橋体育センター、国分寺 B&G 海洋センターについては、稼働率が 60% 前後となっており、比較的よく利用されていますが、南河内東部運動広場、五千石球場、大松山運動公園、国分寺静思館、国分寺武道館については、市の貸室の平均稼働率（27% 前後）以下となっています。
- 市民アンケート結果では、体育施設は、よく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 15.4% となっており、一部の市民のみが定期的に利用している状況となっています。
- 市民アンケート結果では、体育施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 8 番目となっています（29.7%）。

課 題	民間活力の導入や市民協働、受益者負担のあり方、老朽化対策、稼働率の向上のための検討が必要。
-----	---

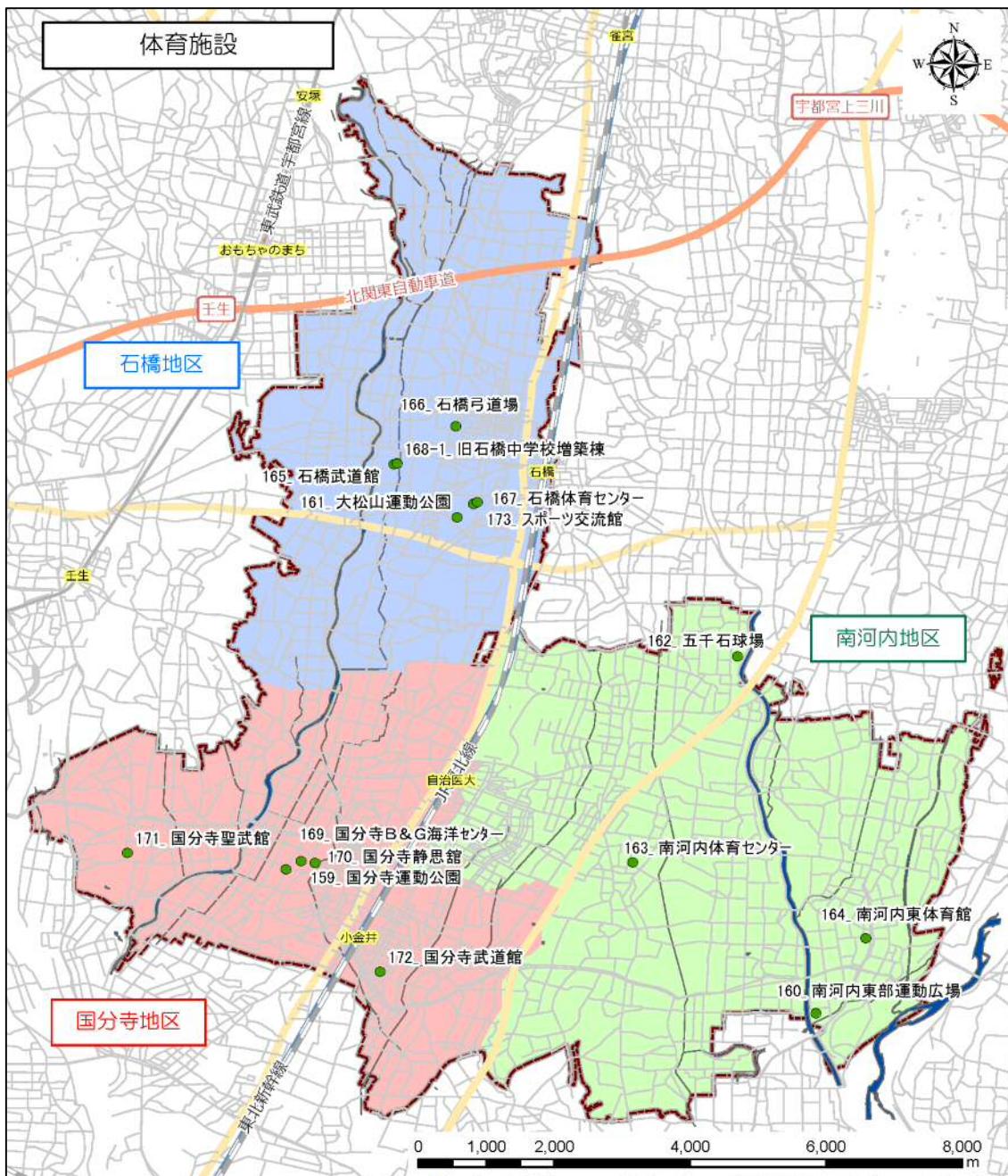
- 利用料収入のある施設であることから、今後指定管理者制度の導入や受益者負担のあり方の

検討が必要です。

- 一部の市民のみが定期的に利用している状況となっていることから、地域のニーズや利用状況に応じ、統廃合や諸室機能の見直し等を行い、稼働率を上げていく必要があります。
- 南河内体育センター他 9 施設が築 30 年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。

### 用途別基本方針(体育施設)

- 市内及び各地区内に多くの体育施設を設置していることから、各施設の設置目的、機能の重複、将来的な利用動向などを勘案の上、施設更新時を見据えて統廃合や規模の縮減を検討します。
- 指定避難場所に位置付けている施設や今後も利用が見込まれる施設は、計画的な修繕・改修による長寿命化を図るとともに、防災機能の向上を図ります。
- 指定管理者制度などの民間活力の導入や施設使用料の見直しなどにより、維持管理・運営の効率化を図ります。



※出典：下野市公共施設白書（H27.9）

図 3-11 施設位置図(体育施設)

## 12. 庁舎等

現 状	各地域にあった3庁舎を統合し、平成 28 年5月から新庁舎で供用開始しています。 南河内庁舎は、平成 25 年度に解体済み、石橋・国分寺庁舎については新庁舎移転後に廃止となっています。
-----	---

表 3-13 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	運営体制	備 考
1	南河内庁舎	南河内	—	—	—	H25年度 解体済
2	石橋庁舎	石橋	55	2,091	直営	廃止
3	建設課車庫	石橋	45	142	直営	
4	行政倉庫	石橋	23	137	直営	
5	国分寺庁舎	国分寺	35	4,135	直営	廃止
6	下野市役所新庁舎	国分寺	—	—	直営	H27年度 新築

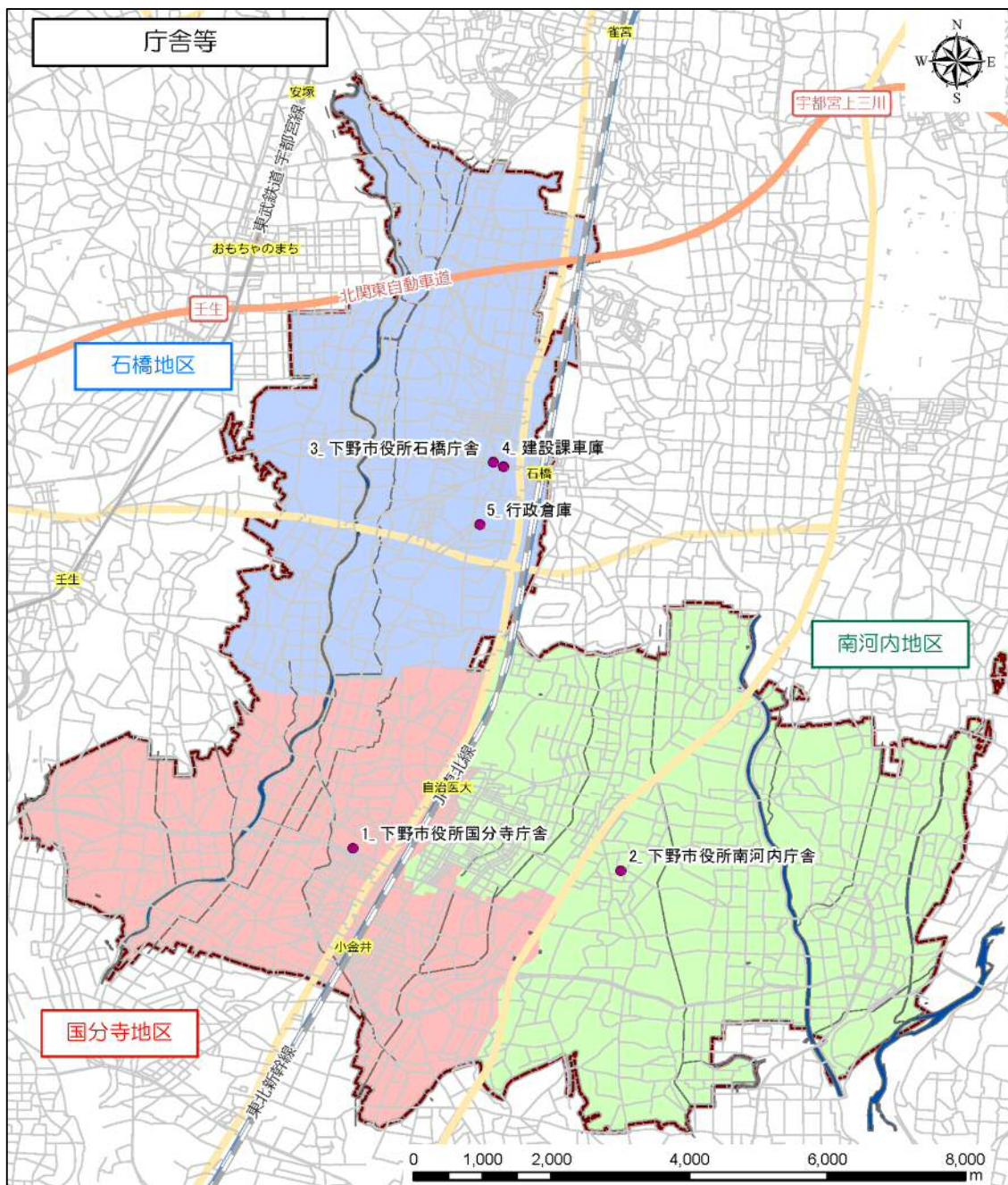
- 各地域にあった3庁舎を統合し、平成 28 年5月から新庁舎で供用開始しています。
- 3 庁舎については、新庁舎への移転後、廃止（南河内庁舎は廃止解体済）となっています。
- 市民アンケート結果では、庁舎等は、よく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 52.9% となっています。
- 市民アンケート結果では、庁舎等の維持・充実の優先度については、13 類型中 6 番目となっています（42.8%）。

課 題	廃止となった旧庁舎については、利活用の検討が必要です。 新庁舎については、予防保全による維持管理による長寿命化対策が必要です。
-----	--

- 平成 28 年5月から供用開始した新庁舎については、市内で一番大きい施設（約 11,000 m<sup>2</sup>）になることを踏まえ、予防保全による維持管理を行い、施設の長寿命化対策を行う必要があります。
- 国分寺庁舎跡地については、公民館の駐車場として整備する予定となっていますが、石橋庁舎跡地については、石橋総合病院移転後の跡地と併せて利活用を検討する必要があります。

### 用途別基本方針(庁舎等)

- 新庁舎は、市の新たな拠点施設として、利用可能スペースの有効活用を検討するとともに、予防保全による長寿命化を図ります。
- 利活用方針が決まっていない旧庁舎の跡地については、地域ニーズや周辺の土地利用状況などを考慮の上、最適な利活用を図ります。
- 建設課車庫及び行政倉庫は、他施設の空きスペースの活用など移転統合を検討します。



※出典：下野市公共施設白書（H27.9）

図 3-12 施設位置図(庁舎等)

### 13. その他

現 状	自転車駐車場は、稼働率が比較的高く、使用料収入でコストがほぼ賄われています。 やすらぎ荘は、築 40 年を経過していますが、耐震診断が行われていない状況です。
-----	--

表 3-14 対象施設一覧

	施設種別	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	運営体制	備 考
1	自転車駐車場 (3)	自治医大駅東自転車駐車場	南河内	17	1,312	指定管理	
2		石橋駅自転車駐車場	石橋	24	1,659	指定管理	
3		小金井駅東自転車駐車場	国分寺	21	865	指定管理	
4	駅前利便施設 (12)	自治医大駅東口トイレ	南河内	18	23	直営	
5		自治医大駅東口エスカレーター	南河内	18	—	直営	
6		自治医大駅西口エレベーター	南河内	2	—	直営	
7		自治医大駅東口エレベーター	南河内	3	—	直営	
8		駅前公衆用トイレ	石橋	6	49	直営	
9		駅東公衆便所	石橋	12	31	直営	
10		石橋駅西口エレベーター	石橋	7	—	直営	
11		石橋駅東口エレベーター	石橋	4	—	直営	
12		小金井駅西口トイレ	国分寺	11	37	直営	
13		小金井駅東口トイレ	国分寺	21	15	直営	
14		小金井駅西口エレベーター	国分寺	11	—	直営	
15		小金井駅東口エレベーター	国分寺	13	—	直営	
16	仮設住宅 (3)	仁良川区画整理仮設住宅1・2・3号棟	南河内	16	242	直営	
17		仁良川区画整理仮設住宅5・6号棟	南河内	11	159	直営	
18		仁良川区画整理仮設住宅7・8号棟	南河内	2	162	直営	
19	その他 (4)	自治会公民館(四丁目自治会)	南河内	15	70	直営	
20		石橋地区忠魂碑(護国殿)	石橋	25	10	直営	
21		石橋駅西広場(時計塔)	石橋	20	—	直営	
22		やすらぎ荘	国分寺	45	352	直営	

- その他については、自転車駐車場、駅前利便施設（エレベーター、公衆トイレ）、仮設住宅、他の施設を対象としています。
- 自転車駐車場については、指定管理者により運営されています。どの自転車駐車場も年間 10 万人以上が利用しており、稼働率も 37%～67% で、比較的高い稼働率となっていますが、利用者数は近年減少傾向です。また、3 施設ともほぼ使用料収入でコストがほぼ賄える状況となっています。
- 駅前利便施設は、築年数があまり経過しておらず、比較的新しい施設が多くなっています。
- 仮設住宅は、事業完了後に廃止する予定となっています。
- やすらぎ荘については、築 40 年以上経過していますが、耐震診断・改修ともに行われていない状況です。

課 題	自転車駐車場や駅前利便施設の効率的な維持管理が必要です。 今後の施設維持のあり方の検討が必要です。
-----	--

- 自転車駐車場や駅前利便施設は、鉄道駅の関連施設として、効率的に機能を維持することが必要です。

- やすらぎ荘については、現在は下野市シルバー人材センターに賃借していますが、築 40 年以上経っていることから、今後の施設維持のあり方について検討が必要です。

## 用途別基本方針(その他)

### ①自転車駐車場

- 自転車駐車場機能の維持を基本に、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- 将来的な利用動向を踏まえて、利用料金の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図ります。

### ②駅前利便施設

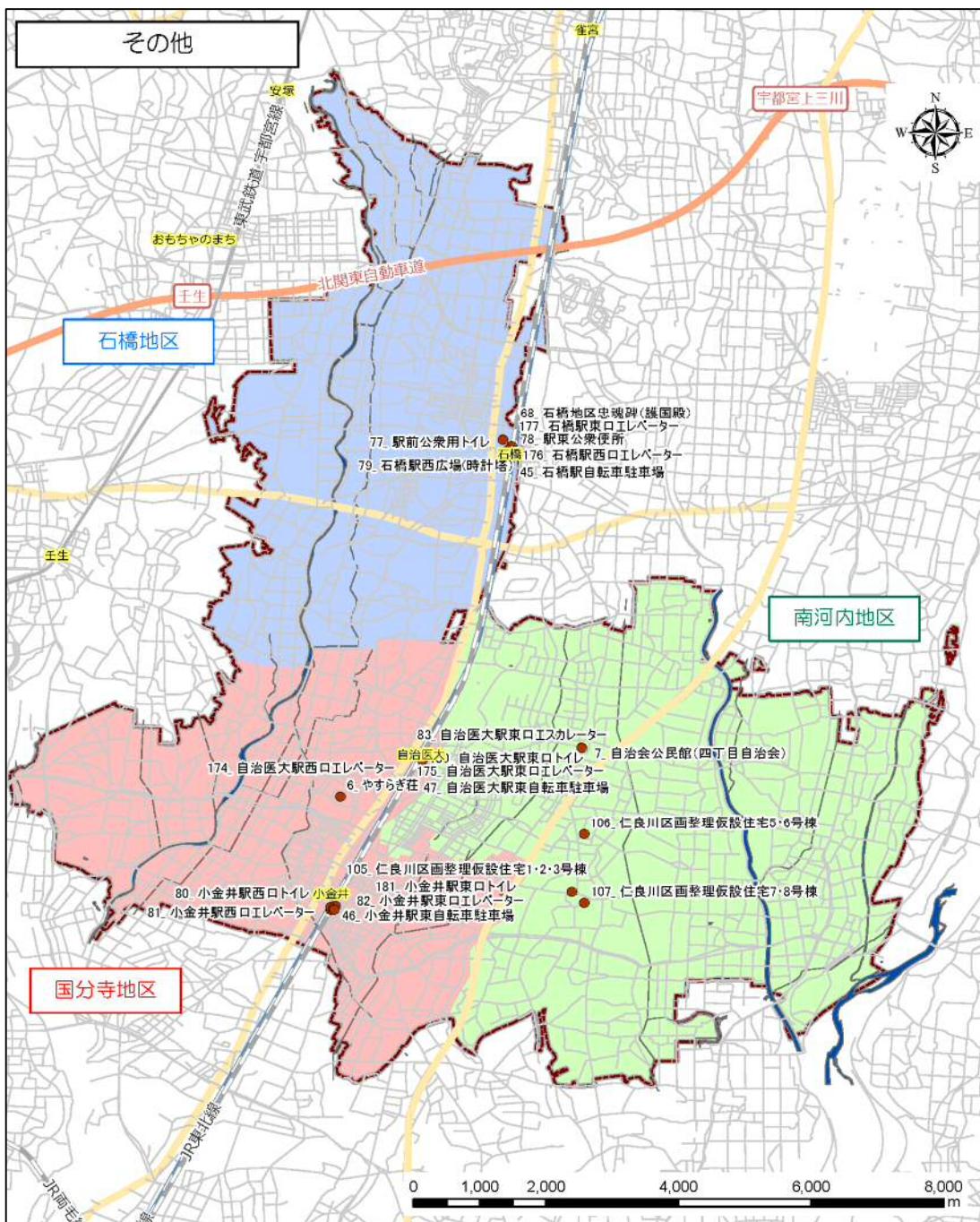
- 鉄道駅の付属施設として、鉄道事業者と調整を行いながら、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。

### ③仮設住宅

- 区画整理事業の完了により仮設住宅は撤去となることから、跡地については宅地や公園の整備を行い、居住環境の向上及び良好な宅地の供給を図ります。

### ④その他

- 施設機能の維持を基本に、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- 今後の施設利用者の利用ニーズを踏まえて、他施設の空きスペースの活用など、移転統合を検討します。



※出典：下野市公共施設白書（H27.9）

図 3-13 施設位置図(その他)

### III. 都市基盤施設（インフラ）の施設類型別基本方針

#### 1. 道路

現 状 <sup>2</sup>	<p>対象施設は、舗装、橋りょうのほか、道路附属物があり、管理延長は膨大です。</p> <p>橋りょうでは、耐用年数を経過しているものはありません。</p> <p>道路パトロール等の日常管理を実施しています。</p> <p>橋長 15m以上の橋りょうについては長寿命化修繕計画に基づく計画的な修繕等を実施しています。</p>
------------------	--

表 3-15 対象施設一覧

施設種別	主な施設	整備数量
道路	一般道路	実延長: 767,796.3m
	自転車歩行者道	実延長: 20,335.71m
	橋りょう	橋 数: 239 橋
	横断歩道橋	橋 数: 2 橋
	道路照明灯	基 数: 377 基
	道路標識	基 数: 10 基
	防護柵	延 長: 54,667.19m (H26 年度末)
	側溝	延 長: 469,052.01m (H26 年度末)
	踏切施設	箇所数: 8 箇所 (H26 年度末)
	河川	実延長: 1,350m (西川田川)

- 橋りょうは、平成 26 年 4 月現在、建設年度が判明しているものについては、建設から 60 年<sup>3</sup>以上が経過しているものはありません。
- 橋りょうの劣化・損傷は、建設年度が古いほど進行していますが、全体的に概ね良好です。
- 道路舗装については、幹線道路（1 級市道、2 級市道）を対象として 5 年に 1 回の路面性状調査を実施しており、優先的に大規模修繕が必要な延長は、調査対象延長の約 3 割を占めています。
- 道路パトロールは担当課の職員が実施し、その他清掃や維持等の日常管理業務は各々委託しています。
- 幹線道路の舗装や橋長 15m 以上の橋りょう（計 37 橋）は、点検を実施し、長寿命化修繕計画等の計画を策定しています。
- 道路現況調書等によって主に道路や橋りょう、河川等については台帳整備が進んでいます。

<sup>2</sup> 国等の動向（参考）

・道路法改正（H25.9）を受けて、「①直轄用」と地方に対する「②技術的助言」の各種定期点検要領（H26.6）を策定・公表している。  
 ②の対象施設は、道路橋、道路トンネル、横断歩道橋、門型標識等、シェッド・大型カルバート等  
 ・国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）H26.5」を策定・公表しており、当該計画において国土交通省が「所管者」と「管理者」の二つの立場から道路に係る今後の取組の方向性等を取りまとめている。  
 ・国土交通省及び地方公共団体の道路橋を対象とした「全国道路橋データベース」等を構築・試行している。

<sup>3</sup> 減価償却期間から、橋りょうの標準的な耐用年数と考えられる期間

課題	老朽化対策の検討、日常管理の体系化、道路法改正に伴う近接目視・健全性診断の義務化への対応、個別施設計画の策定又は既存計画の見直し、施設台帳の整備が必要です。
----	--

- 橋りょうは、20年後には約3割、30年後には約半数が建設から60年以上が経過します。
- 日常管理は、個別委託しており、業務の不効率等（例：道路パトロールや清掃時等に発見された不具合等について、維持業者が対応するまでの時間的ロスの発生／不具合等が対応されないまま情報が埋もれる 等）の課題が考えられます。
- 道路法の改正に伴い、橋りょうや横断歩道橋等については、“近接目視を原則とした点検”および“所定の健全性診断（健全性区分：I～IV）”が法定化されました。今後は法令を遵守した適切かつ継続的な点検の実施と健全性の診断（把握）が必要となります。
- 生活道路の舗装、橋長15m未満の橋りょう、横断歩道橋、道路附属物については個別具体的な計画が未策定であり、現状として対症療法的な管理となっています。
- 横断歩道橋や道路標識等の道路附属物については施設台帳の整備が不十分です。

## 用途別基本方針(道路)

### <点検・診断等に関して>

- 国の技術的助言(各種定期点検要領 H26.6 国土交通省道路局)の対象施設については、5年に1回の近接目視及び健全性区分診断を前提とした点検体制の見直し(既存のマニュアルの見直し等含む)を行います。
  - 近接目視等への対応として点検施設設置や新技術(例:ICT、非破壊検査技術等)の動向に留意し、適宜導入を検討します。

### <維持管理・修繕・更新等に関して>

- 日常管理業務(道路パトロール等の巡回、維持等)を徹底します。
  - 実施頻度等の管理水準の適宜見直しや包括・長期・性能規定型契約等の導入を検討します。
- 日常管理(行政相談対応含む)や定期点検等による健全性等の実態把握に努めるとともに、それらで確認された緊急対応を要する不具合、その他第三者被害が想定される損傷等については適宜使用停止・制限等を実施の上、速やかに応急処理を行い、安全確保を最優先します。
- 国の最新動向や事例等に留意しつつ、施設毎の特性や健全性等に応じたメリハリのある管理水準や優先順位を検討します。それらを踏まえた長寿命化計画等(個別施設計画)の策定又は見直しに基づき、長寿命化によるコストの縮減や予算の平準化を行った上で円滑な修繕・更新等を推進します。
  - 幹線道路の大規模修繕計画や橋梁の長寿命化修繕計画といった既存計画の見直しや計画未策定施設の策定を行い、道路施設全体としての修繕スケジュールを検討します。
  - 施設種別ごとの計画に留まらず、道路はネットワークとして機能する観点から、道路全体としての調整をします。また、占用物件(上下水道等)に係る工事との調整を徹底することで、通行規制の削減等のコスト縮減を図ります。

➤ 修繕・更新等の事業推進においては、新技術・新工法等の導入や、官民連携に関する最新事例等の情報収集を常時実施し、最適な調達手法の選択を検討します。

- 修繕等の計画と合わせて必要な耐震補強を着実に推進します。

<統合や廃止に関して>

- 更新等の時期を捉えて、利用の実態や見通し、機能・健全性等の把握に努め、また、社会情勢や地域住民のニーズ等を総合的に勘案しながら、新規整備計画の見直し、統廃合等(例:横断歩道橋の撤去等)による総量の適正化について適宜検討します。
- 道路空間のオープン化として、民間等への高架下等の占用許可や道路附属物等に対する広告物の占用許可、ネーミングライツやスポンサー制度の導入による歳入確保について検討します。

<取組体制の構築及び情報管理に関して>

- 施設の基礎情報(法定台帳等)、点検・工事履歴等のデータベース化(一元管理)や、確実な情報運用体制(情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック)について検討します。
- 国が定期的に開催する研修(例:道路構造物管理実務者研修等)に参加することで、職員のスキルアップを図ります。
- 道路メンテナンス会議への継続的な参加による県や市町村等との情報共有・連携を図ります。
- 日常管理(例:道路美化等)については、市民との協働(例:愛ロードしもつけ等)の継続・発展に取り組みます。

## 2. 下水道

現 状 <sup>4</sup>	対象施設は、管路施設のほか、クリーンセンターなどの建物施設があり、管路施設の管理延長は膨大です。		
	管路施設では、耐用年数を経過しているものはありません。		
	一定の日常又は法定点検のほか、適宜、管路施設の詳細調査や処理施設等の法定点検等を実施しています。		

表 3-16 対象施設

会計区分	主な施設		数量	備考
(特別会計) 公共下水道	管路施設	管路	延長:336,481.23m	
		マンホールポンプ	32 箇所	
	建物施設	下水道庁舎	1 箇所	新庁舎への 移転に伴い廃止
	その他施設	雨水調整池	4 箇所	
(特別会計) 農業集落排水	管路施設	管路	延長:105,412.98m	
		マンホールポンプ	60 箇所	
	建物施設	クリーンセンター	8 箇所	
(一般会計) 柴・西坪山工業団地地区雨水管	管路施設	管路	延長:8,551.50m	
	その他施設	雨水調整池	2 箇所	
(一般会計) 石橋地区第3工業団地工業排水路	管路施設	管路	延長:3,662m	

表 3-17 対象施設(建物施設)

区分	施設種別	施設名	開設年度	延床面積(m <sup>2</sup> )	処理方式	処理能力(日最大m <sup>3</sup> /日)	備考
公共	庁舎	下野市下水道庁舎	—	—			廃止
農集	クリーンセンター	柴南クリーンセンター	H4	126.60	接触ばつ氣方式	191.40	
		柴南東部クリーンセンター	H8	131.54	接触ばつ氣方式	316.80	
		姿川西部クリーンセンター	H7	245.60	接触ばつ氣方式	627.00	
		上台クリーンセンター	H7	69.57	接触ばつ氣方式	118.80	
		吉田東クリーンセンター	H9	300.61	オキシデーションディッヂ法	798.60	
		吉田西クリーンセンター	H11	230.76	オキシデーションディッヂ法	462.00	
		成田・町田地区クリーンセンター	H12	67.96	間欠流入連続ばつ氣方式	162.00	
		下坪山クリーンセンター	H14	191.03	間欠流入連続ばつ氣方式	297.00	

<sup>4</sup> 国等の動向(参考)

・国土交通省では、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）H26.5」を策定・公表しており、当該計画において国土交通省が「所管者」と「管理者」の二つの立場から下水道に係る今後の取組の方向性等を取りまとめている。また、地方公共団体が実施する計画的な改築事業に必要な「点検・調査」及び「その他結果に基づく個別施設計画（下水道長寿命化計画）の策定」、「長寿命化対策を含めた計画的な改築」について、防災・安全交付金等による支援を継続する。そのほか、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（H25.9）」、「下水道維持管理指針（H26年度改正）」、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版（H27.11）」等を策定・公表している。

・平成27年11月19日には、下水道の計画的な維持管理を推進するために、下水道法の一部の改正により、下水道の維持修繕基準が創設され、管渠のうち、腐食のおそれのある個所については、5年に1回以上の頻度で点検が義務付けられている。

- 管路施設では、平成 26 年 4 月現在、建設から 50 年<sup>5</sup>以上が経過しているものはありません。
- 日常管理において、管路施設はマンホールポンプの点検・清掃等、建物施設（クリーンセンター）は設備を中心とした保守点検・清掃等を委託で実施しています。
- 管路施設は、テレビカメラにより管渠内を、目視によりマンホール周辺の詳細調査を実施しています。
- 日常管理等によって発見した不具合、又は苦情要望等については、現地を確認し、緊急性を判断した上で必要な修繕等を実施しています。
- 公共下水道や農業集落排水の管路施設については、施設情報をデータベース化しています。

課題

老朽化対策の検討、日常管理の体系化、個別施設計画の策定、施設台帳の整備、施設の耐震対策が必要です。

- 管路施設は、30 年後には公共下水道、農業集落排水ともに全体の約半分程度が建設から 50 年以上経過します。
- 管路施設のマンホール蓋の日常的な巡視、建物施設の日常的な点検は十分とはいえません。
- 膨大な管路施設の維持管理には多額の費用が必要となるため、定期点検のあり方の検討が必要です。
- 管路施設の修繕等は実施していますが、予防保全を基本とした個別施設計画は未策定です。
- 柴・西坪山工業団地地区雨水管及び石橋地区第 3 工業団地工業排水路は台帳が紙ベースであり、データベース化されていません。
- 建物施設については施設台帳の整備が不十分です。
- 下水道庁舎などの各種建築物の施設は、耐震対策が完了していません。

<sup>5</sup> 減価償却期間から、下水道管渠の標準的な耐用年数と考えられる期間

## 用途別基本方針(下水道)

### <点検・診断等に関して>

- 関連法令等に基づく各種法定点検のほか、管渠諸元(管径や管種)や、更新実績、健全性の実態に応じた優先度を考慮した点検計画を策定し、その計画に基づく定期点検を確実に実施します。
  - 新技術(例:ICT、非破壊検査技術等)の動向に留意し、適宜導入を検討します。

### <維持管理・修繕・更新等に関して>

- 日常管理業務(巡回、清掃、維持・保守等)を徹底します。
  - 実施頻度等の管理水準の見直しや包括・長期・性能規定型契約等の導入について検討します。
- 日常管理(行政相談対応含む)や定期点検等による健全性等の実態把握に努めるとともに、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については適宜使用停止・制限等を実施の上、速やかに応急処理を行います。
- 国の最新動向や事例等に留意しつつ、施設毎の特性や健全性等に応じたメリハリのある管理水準や優先順位を検討します。それらを踏まえた長寿命化計画等(個別施設計画)の策定に基づき、長寿命化によるコストの縮減や予算の平準化を行った上で円滑な修繕・更新等を推進します。
  - 修繕・更新等の事業推進においては、新技術・新工法等の導入や、最新情報の収集を行い、最適な手法の選択を検討します。
- 更新(改築)等の計画と合わせて必要な耐震補強を着実に推進します。

### <統合や廃止に関して>

- 汚水処理量の変化を検証し、整備計画の見直しを定期的に実施して、処理場施設の整備並びに施設の維持保全及び再整備を継続的に実施します。

### <取組体制の構築及び情報管理に関して>

- 既存のデータベースを活用しながら、施設の基礎情報のほか点検結果や改築等の工事履歴も含めた一元管理と確実な情報運用体制(情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック)について検討します。
- 国その他関係機関等が開催する講習等に参加することで、職員のスキルアップを図ります。

### 3. 上水道

現 状 <sup>6</sup>	対象施設は、管路施設のほか、水道庁舎などの建物施設があり、管路施設の管理延長は膨大です。		
	管路施設では、全体の約1%程度が、耐用年数を経過しています。		
	日常的及び定期的な巡回のほか、関連法令に基づく法定点検を実施しています。		
	中期経営計画を策定し、計画的な更新等を推進しています。		

表 3-18 対象施設

主な施設		数量	備考
管路施設	導・送・配水管	延長: 502,180m	
建物施設等	配水場	6 箇所	新庁舎への移転に伴い、水道庁舎は配水場扱いとしている
	水源(井戸)	33 箇所	

- 膨大な延長を有する管路施設は、平成 26 年 4 月現在、建設から 40 年<sup>7</sup>以上が経過している延長は全体のわずか 1%程度（約 7km）となっており、10 年後も全体の約 1 割程度に留まります。
- 管路施設については適宜漏水対応、建物施設（水道庁舎）については設備を中心とした保守点検・清掃等を委託で実施しています。
- 中期経営計画を策定し、計画的に修繕・更新を実施しています。
- 施設台帳を管理しており、管路についてはマッピングシステムを導入しています。

#### 課 題

老朽化対策の検討、日常管理の体系化、施設の耐震対策、アセットマネジメントの考え方を取り入れた計画の推進が必要です。

- 管路施設は、20 年後には急増し、全体の約 6 割が建設から 40 年以上経過します。
- 管路施設の日常管理は漏水等の不具合の発生に応じて対応していますが、建物施設の日常的な点検についても必要です。
- 膨大な管路施設の維持管理には多額の費用が必要となるため、定期点検のあり方を検討し、

6 国等の動向(参考)

・厚生労働省では、「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）H27.3.31」、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（H21.7）」、「水道事業における官民連携に関する手引き（H26.3）」を策定・公表している。「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）H27.3.31」では、当該計画において水道に係る今後の取組の方向性等を取りまとめている。また、「新水道ビジョン（H25.3）」において、アセットマネジメント（技術的機能を有し財源の裏付けのある更新計画の策定）を活用することにより、資産管理を適切に実施するよう、資産管理の取組事項、方策を提示している。

・経済産業省では、「経済産業省インフラ長寿命化計画（行動計画）H27.3」を策定・公表しており、当該計画において工業用水道に係る今後の取組の方向性等を取りまとめている。また、「工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針（H25.3）」を策定・公表している。

・総務省では、「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」が設置され、報告書が提出されている（平成 26 年 3 月）。

7 減価償却期間から、上水道管渠の標準的な耐用年数と考えられる期間

適切、かつ継続的な健全性の診断(把握)が必要です。

- アセットマネジメントの考え方を取り入れた計画が未策定のため、より高度かつ計画的な更新等に取り組むことが必要です。
- 点検・工事履歴の蓄積と維持管理へのフィードバックが不十分です。
- 各種建築物の施設は、耐震対策が完了していません。

## 用途別基本方針(上水道)

### <点検・診断等に関して>

- 各種法定点検等の実施を徹底し、設備等の状態監視保全(傾向管理)等、今後は定期点検のあり方を検討し、適切、かつ継続的な健全性の診断(把握)を実施します。
  - 管路施設は漏水探知機・音聴棒による漏水調査を実施します。
  - 新技術(例:ICT、非破壊検査技術等)の動向に留意し、適宜導入を検討します。

### <維持管理・修繕・更新等に関して>

- 現行の巡回や各種法定点検、維持・保守等の日常管理業務を今後も徹底します。
  - 巡回(点検)等の日常管理業務の実施頻度等、必要に応じて管理水準の見直しについて検討します。
  - 日常管理業務を中心とした包括・複数年・性能規定型契約等の導入について検討します。
- 日常管理(行政相談対応含む)や定期点検等による健全性等の実態把握に努めるとともに、緊急対応を要する不具合等については適宜使用停止・制限等を実施の上、速やかに応急処理を行います。
- 「中期経営計画」に照らしつつ、国の基準類等を踏まえて、アセットマネジメントの手法を取り入れた更新計画(個別施設計画)を策定し、計画的な予算確保によって、コスト縮減・平準化を図りながら必要な更新等を着実に推進します。
  - 更新等の事業推進においては、最新情報の収集を行い、最適な手法の選択を意識します。
- 更新計画(個別施設計画)と合わせて必要な耐震補強等を着実に推進します。

### <統合や廃止に関して>

- 更新等の時期を捉えて、利用の実態や見通し、機能・健全性等の把握に努めます。また、社会情勢や地域住民のニーズ等を総合的に勘案しながら、新規整備計画の見直し、統廃合等による総量の適正化(例:需要に応じたダウンサイ징等)について適宜検討します。

### <取組体制の構築及び情報管理に関して>

- 既存システム(マッピングシステム等)を活用しながら、施設台帳と点検・工事履歴等の一元管理と確実な情報運用体制(情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック)について検討します。